

摂津市議会

# 総務常任委員会記録

平成17年11月15日

議 会 事 務 局

# 目 次

総務常任委員会

11月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
認定第1号所管分の審査 .....	2
補足説明（総務部長、市長公室長、消防長、監査委員・選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長）	
質疑（南野委員、三宅委員、野口委員、森西委員）	
認定第5号の審査 .....	48
採決 .....	48
閉会の宣告 .....	48

## 総務常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成17年11月15日(火) 午前10時 開会  
午後 3時57分 閉会

### 1. 場所

大会議室

### 1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	森西正	委員	南野直司
委員	三好義治	委員	野口博	委員	三宅秀明

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝
市長公室長	寺田正一	市長公室次長兼人事課長	中岡健二
同室参事兼秘書課長	南野邦博	同室参事兼人権室女性政策課長	寺西義隆
秘書課参事	藤井智哉	政策推進課長	有山泉 同課参事 前川進
同課参事	山田雅也	人権室人権推進課長	藤原堅太郎
総務部長	奥村良夫	同部次長兼納税課長	葭中勉
同部参事兼法制文書課長	小寺芳政	総務防災課長	杉本正彦
財政課長	堤守	情報政策課長	東角泰典
市民税課長	寺本敏彦	固定資産税課長	宮部善隆
会計室長	阿久根俊二	同室参事	佐伯卓治
監査委員、選挙管理・公平・	固定資産評価審査委員会事務局長	杉浦	徹
同局次長	高山真弓	同局参事	大砂涉
消防長	稲田晴彦	消防本部次長兼消防署長	石田喜好
同本部次長兼総務課長	浜崎健児	予防課長	水田謙二 警備第1課長 北居一
同課参事	池沢弘員	警備第2課長	埜口節夫 同課参事 本山勝

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局次長代理 上 清隆

### 1. 審査案件(審査順)

認定第1号 平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分  
認定第5号 平成16年度摂津市財産区財産特別会計歳入歳出決算認定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

時節柄、ご多忙の折、きょうは総務常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算認定の件所管分ほか1件についてご審査をいただくわけですが、どうか慎重審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たり、ごあいさつといたします。

なお、私は一たん退席いたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、まず最初に認定第1号所管分の審査を行い、次に、認定第5号の審査を行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

認定第1号所管分の審査を行います。

補足説明を求めます。

奥村総務部長。

○奥村総務部長 それでは、認定第1号、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、総務部等に係る部分につきまして、目を追って主なものについて補足

説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、28ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人は、前年度に比べ4.6%、1億6,041万551円の減額となっております。これは恒久的減税が、平成11年度から引き続き実施されていることや、個人所得の減少が続いていることなどによるものでございます。

目2、法人は、前年度に比べ20.0%、3億5,708万4,266円の増額となっております。これは主要企業の収益回復により、法人税割が増額となったことによるものでございます。

項2、固定資産税、目1、固定資産税は、前年度に比べ2.4%、2億2,301万7,188円の減額となっております。これは、地価下落に伴い価格修正を行ったことにより、地価が評価減となったことなどによるものでございます。

項3、軽自動車税、目1、軽自動車税は、前年度に比べ2.9%、188万4,386円の増額となっております。

項4、市たばこ税、目1、市たばこ税は、前年度に比べ2.6%、1,682万2,473円の増額となっております。

項5、都市計画税、目1、都市計画税は、前年度に比べ2.8%、5,120万1,694円の減額となっております。

30ページ、款2、地方譲与税、項1、所得譲与税、目1、所得譲与税は、三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の廃止・縮減の代替財源として、新たに措置されたものでございます。

項2、自動車重量譲与税、目1、自動車重量譲与税は、前年度に比べ5.3%、748万7,000円の増額となっております。

項3、地方道路譲与税、目1、地方道路譲与税は、前年度に比べ9.6%、4

66万9,000円の増額となっております。

款3、利子割交付金、項1、利子割交付金、目1、利子割交付金は、前年度に比べ16.0%、2,046万8,000円の減額となっております。

款4、配当割交付金、項1、配当割交付金、目1、配当割交付金は、平成15年度地方税法の改正に伴い、新たに設けられたものでございます。

款5、株式等譲渡所得割交付金、項1、株式等譲渡所得割交付金、目1、株式等譲渡所得割交付金は、配当割交付金同様、平成15年度地方税法の改正に伴い、新たに設けられたものでございます。

款6、地方消費税交付金、項1、地方消費税交付金、目1、地方消費税交付金は、前年度に比べ10.2%、9,614万7,000円の増額となっております。

款7、ゴルフ場利用税交付金、項1、ゴルフ場利用税交付金、目1、ゴルフ場利用税交付金は、前年度に比べ4.3%、13万2,384円の減額となっております。

32ページ、款8、自動車取得税交付金、項1、自動車取得税交付金、目1、自動車取得税交付金は、前年度に比べ12.3%、2,053万2,000円の増額となっております。

款9、地方特例交付金、項1、地方特例交付金、目1、地方特例交付金は、前年度に比べ5.6%、2,662万3,000円の減額となっております。

款10、地方交付税、項1、地方交付税、目1、地方交付税は、前年度に比べ49.3%、3億2,531万8,000円の減額となっております。これは、普通交付税が不交付となったことによるものでございます。

款11、交通安全対策特別交付金、項1、交通安全対策特別交付金、目1、交通安全対策特別交付金は、前年度に比べ1.1%、20万5,000円の増額となっております。

34ページ、款13、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、総務使用料は、庁舎施設等使用料が収入されております。

36ページ、項2、手数料、目1、総務手数料は、税務諸証明手数料、税務督促手数料などが収入されております。

46ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目1、総務費府補助金は、緊急地域雇用創出特別基金事業補助金が収入されております。

52ページ、目9、振興補助金は、大阪府市町村振興補助金が収入されております。

項3、委託金、目1、総務費委託金は、府税徴収事務委託金が収入されております。

54ページ、款16、財産収入、項1、財産運用収入、目1、財産貸付収入は、土地貸付収入でございます。

目2、利子及び配当金は、財政調整基金などの各種基金利子収入でございます。

項2、財産売払収入、目1、不動産売払収入は、旧千里丘駅前再開発代替地などの土地売払収入でございます。

款17、寄附金、項1、寄附金、目1、寄附金は、競艇寄附金、一般寄附金が収入されております。

56ページ、款18、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、財産区財産特別会計繰入金は、市場池などの貸付収入の一部などで2,945万3,850円の繰り入れとなっております。

目3、公共施設整備基金繰入金は、公共施設整備基金から14億2,100万円を借り入れし、繰り入れたものでござ

います。

款19、諸収入、項1、延滞金、加算金及び過料、目1、延滞金は、市税延滞金となっております。

項2、市預金利子、目1、市預金利子は、各課の前渡資金に係る預金利子でございます。

58ページ、項3、貸付金元利収入、目3、家屋被害復旧資金貸付金元金収入は、家屋被害復旧資金貸付金償還金でございます。

項4、雑入、目1、雑入の主なものとしたしましては、60ページ、大阪府市町村振興協会交付金、水道事業会計からの収入などがございます。

続きまして、70ページ、款20、市債、項1、市債につきましては、目1、総務債は、借換債、目3、土木債は、千里丘三島線交差点改良事業債及び借換債、目4、消防債は、消防施設整備事業債、目5、教育債は小学校トイレ改修事業債及び借換債、中学校トイレ改修事業債、教育用地買収事業債、目6、市民税等減税補てん債は、恒久的減税等による減収額の補てんのため起債したもの及び借換債、目7、臨時財政対策債は、普通交付税の不足分の振り替えとして起債したものとなっております。

72ページ、款21、繰越金、項1、繰越金、目1、繰越金は、9,192万4,735円で、その内訳は繰越事業充当財源が2,367万6,000円、平成15年度決算剰余金が6,824万8,735円となっております。

続きまして、歳出でございますが、78ページからの款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費の主なものにつきましては、82ページ、節11、需用費のうち、消耗品費、総務防災課分は、市全体の一般事務用品の購入経費な

ど、また法制文書課分は、印刷用紙、書籍追録代などがございます。

84ページ、節12、役務費のうち通信運搬費、情報政策課分は、インターネットに係る通信経費などがございます。

節13、委託料は、市例規集委託料など、節14、使用料及び賃借料は、OA機器の借上料などを執行しております。

86ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、電子自治体推進協議会負担金を執行いたしております。

節28、繰出金、財政課分は、児童手当に係る水道事業会計への繰出金を執行いたしております。

88ページ、目2、文書広報費のうち総務部等に係りますものは、節12、役務費で、市全体の郵送料などの通信運搬費を執行いたしております。目3、会計管理費は、収入役室の出納事務に係る経費でございます。

90ページ、目4、財産管理費は、庁舎や車両の維持管理経費などを執行いたしております。その主なものとしたしましては、節13、委託料で、庁舎清掃管理業務、庁舎総合管理などの委託経費を執行いたしております。

92ページ、目5、車両管理費は、各課管理車両の事故賠償金を執行いたしております。

94ページ、目10、電子計算費は、節13、委託料でシステム支援委託料やシステム改造委託料など、96ページ、節14、使用料及び賃借料で、電子計算機レンタル料や固定資産評価システムの借上料などを執行いたしております。

102ページ、目16、財政調整基金費から目19、土地開発基金費までの各基金費につきましては、剰余金利子等をそれぞれの基金に積み立てたものがございます。

なお、目18、減債基金費では、平成17年度、18年度にピークを迎える公債費の財源に充てるため積み立てをいたしましたものでございます。

項2、徴税费につきましては、目1、税務総務費から106ページ、目2、賦課徴収費で、税務事務に関する経費を執行いたしております。

次に、208ページをお開きください。

款8、消防費、項1、消防費、目4、災害対策費では、防災資機材の整備や防災無線システム、防災演習など防災対策に係る経費を執行いたしております。

次に、252ページをお開きください。

款9、教育費、項7、保健体育費、目3、体育施設費では、摂津市土地開発公社経営健全化計画に基づく、鳥飼体育館駐車場用地の買い戻しのための土地購入費を執行いたしております。

款10、公債費、項1、公債費、目1、元金は、前年度に比べ105.4%、45億2,854万3,961円の増額となっております。

なお、借換債を除く実質ベースでは、前年度に比べ9.0%、3億2,594万3,961円の増額となっております。

目2、利子では、前年度に比べ12.4%、1億5,894万9,581円の減額となっております。

款11、諸支出金、項2、繰出金、目1、公共施設整備基金繰出金につきましては、公共施設整備基金からの借入金に係る利子償還金でございます。

最後に、254ページ、款12、予備費、項1、予備費、目1、予備費につきましては、753万5,466円を充当いたしております。その内容は、款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費で、火災などによる災害見舞金に24万5,000円、款7、土木費、

項2、道路橋りょう費、目1、道路橋りょう総務費で、民事訴訟の控訴に係る経費に308万7,801円、款8、消防費、項1、消防費、目2、非常備消防費で、消防団員退職者に係る報償金に332万8,559円、目4、災害対策費で、防災活動に係る職員手当等に87万4,106円を充当いたしております。

以上、総務部等の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 続きまして、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、市長公室に係る部分につきまして、目を追って主なものについて、歳入歳出決算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、34ページ、款13、使用料及び手数料の項1、使用料、目1、総務使用料、女性センター使用料は、現在の摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつつの施設使用料でございます。

44ページ、款14、国庫支出金の項3、委託金、目1、総務費委託金、統計調査費委託金は、工業統計調査、農林業センサスや全国消費実態調査などに係る委託金でございます。

46ページ、款15、府支出金の項2、府補助金、目1、総務費府補助金、統計調査費補助金は、統計調査員研修に係ります補助金でございます。また、人権相談事務費補助金は、人権相談員等に係ります補助金でございます。

52ページ、項3、委託金、目1、総務費委託金、人権啓発活動委託金は、人権啓発活動事業全般に係ります事業委託金でございます。

58ページ、款19、諸収入の項4、雑入、目1、雑入、雑収入は、人事課分

として、臨時非常勤職員等雇用保険個人掛金は、対象者から差し引いた掛け金を保険料を払い込むまでの間、収入としたものでございます。

退職手当水道事業会計負担金は、退職手当を一般部局と水道事業会計との勤続年数で案分し、精算したものでございます。

また、派遣職員給与等負担金は、職員の派遣先と手当など給与体系の違いから生じる差額を精算いただいたものでございます。

なお、その他、政策推進課、女性政策課に係る雑収入関係でございます。

次に、歳出についてでございますが、一般会計全体に係ります人件費関係の決算は、決算概要20ページの給与費決算額調書に記載いたしておりますとおり、平成16年度に支出いたしました給与費の総額は、76億9,564万6,869円で、前年度に比べ0.8%、6,366万9,281円の増額となっております。

給与費の内訳といたしましては、報酬で2億9,068万677円、給料で29億5,765万106円、職員手当等で34億6,377万569円、共済費で9億8,354万5,517円の執行となっております。

そのうち、給料では、前年度に比べ2.9%、8,796万9,017円の減額となっており、これは退職不補充等による職員数の減員によるものでございます。

職員手当等では、前年度に比べ5.9%、1億9,260万6,193円の増額となっておりますが、これは人事院勧告による期末手当の減額や時間外勤務手当の減のほか、通勤手当の支給方法の変更などにより、前年度に比べ8,460万2,138円の減額となったものの、

退職手当が11億3,994万2,853円の執行で、平成16年度は希望退職制度に基づく早期退職を実施したことなどにより、前年度に比べ32.1%、2億7,720万8,331円の増額となったことによるものでございます。

報酬では、前年度に比べ0.8%、245万5,979円の減額となっております。これは、前年の15年度に衆議院議員総選挙が行われ、選挙立会人報酬を支出していたことなどによるものでございます。

次に、人件費以外の内容を一般会計歳入歳出決算書によりご説明を申し上げます。

歳出の主なものといたしましては、決算書78ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、報酬では、人事課の公務災害補償等認定委員会委員報酬と産業医報酬を支出しております。

80ページ、報償費は、秘書課分として、市の対外的な記念品費用、人事課分は職員研修の講師費用が主たる支出でございます。

82ページ需用費及び84ページ役務費につきましては、業務執行上必要な経費として支出したものであり、いずれも必要性を十分精査し、執行に努めてまいったところでございます。

委託料につきましては、人事課分として職員の健康管理に係る職員健康診断委託料、係長級昇任試験の試験問題作成委託料や管理職の研修などの管理職養成等研修委託料でございます。

秘書課分として、派遣職員による秘書業務委託料などが主な執行となっております。

86ページ、負担金、補助及び交付金の主なものといたしましては、人事課に

係る職員共同採用試験負担金、職員の教養研修費負担金及び職員厚生会補助金などでございます。

88ページ、目2、文書広報費で、秘書課分の主なものといたしましては、広報せつ並びにお知らせ版の編集・発行・配布に係る執行経費等でございます。

92ページ、目6、企画費につきましては、政策推進課の事務執行に係る経費でございます。また、この費目に係る委託料は、職員の意識改革や業務改善の取り組みとして行いました、ATOMS運動に係る研修経費を業務改善推進委託料で、また業務のプロセスなどを分析して、不正や誤りを未然に防止する内部統制に係る研修を内部統制調査・評価業務委託料で執行いたしております。

次に、96ページ、目12、女性政策費、報償費につきましては、大阪人間科学大学、大阪薫英女子短期大学のご協力のもとに実施いたしております、せつ女性大学、市民に参加いただいております女性政策推進市民懇話会等に係る経費でございます。このほか、男女共同参画社会を目指すための経費などがございます。

また、目13、女性センター費につきましては、現在の摂津市立男女共同参画センター・ウィズせつの管理、運営に係る経費でございます。

100ページ、目15、諸費、負担金、補助及び交付金で、主なものといたしましては、摂津市人権教育啓発推進協議会補助金、財団法人大阪府人権協会分担金を執行いたしております。

118ページ、項5、統計調査費、目1、統計調査総務費は、統計に係ります事務経費でございます。

また、120ページ、目2、指定統計調査費は、主なものといたしましては、

平成16年度に行いました工業統計調査、農林業センサスや全国消費実態調査に係る経費でございます。

以上、市長公室の所管いたします決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 続いて、稲田消防長。  
○稲田消防長 それでは、認定第1号、平成16年度摂津市一般会計歳入歳出決算のうち、消防所管事項につきまして、目を追ってその主なものについて補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、38ページ、款13、使用料及び手数料、項2、手数料、目5、消防手数料は、危険物設置許可手数料及び検査手数料並びに罹災証明書発行手数料等でございます。

50ページ、款15、府支出金、項2、府補助金、目7、消防費府補助金は、大阪航空消防運営費補助金でございます。

66ページ、款19、諸収入、項4、雑入、目1、雑入の消防団員退職報償金は、20名の退職団員に対する退職報償金、近畿道救急業務実施市町村交付金は、近畿自動車道への救急出動に対する交付金、救急振興財団助成金は、高度救命用資機材整備に係る助成金でございます。

続きまして、歳出でございますが、200ページ、款8、消防費、項1、消防費、目1、常備消防費の節9、旅費は、救急救命士養成に係る九州研修所への教育派遣及び職員研修派遣等でございます。

節11、需用費の消耗品費は、消防活動業務用品及び貸与被服並びに緊急情報システムの交換部品等の購入、修繕料は、消防車両及び消防庁舎の維持管理経費が主なものでございます。

節12、役務費は、一般加入回線、専用回線に係る電話代等の通信運搬費及び救急救助活動用ボンベ充てん等の手数料、並びに車両の保険料が主なものでござい

ます。

202ページ、節13、委託料は、消防庁舎の清掃及び庁舎設備等の保守管理委託、高度救命用資機材の保守管理委託、並びに指令業務緊急情報システム保守管理委託等でございます。

節14、使用料及び賃借料は、消防本部庁舎の土地の借り上げ及び消防職員仮眠用寝具の借り上げが主なものでございます。

節18、備品購入費は、NOX・PM法規制対象の高規格救急自動車の更新及び車両搭載用高度救命資機材等でございます。

204ページ、節19、負担金、補助及び交付金は、消防ヘリコプターの運営負担金、救急救命士養成に係る九州研修所派遣及び大阪府消防学校等への職員教育派遣負担金並びに消火栓の新設・修理に係る負担金が主なものでございます。

続きまして、目2、非常備消防費の節1、報酬は、消防団員338名に対する報酬でございます。

節8、報償費は、退職消防団員20名に対する退職報償金等でございます。

節9、旅費は、消防団員延べ192名分の火災出動による旅費及び訓練や歳末非常警戒並びに消防出初式等に係る費用弁償でございます。

節11、需用費の消耗品費は、消防団員の貸与被服及び消防団活動用品が主なものでございます。

修繕料は、消防団の消防ポンプ自動車6台、小型動力ポンプ積載車23台、小型動力ポンプ23台の維持補修費等でございます。

節12、役務費、節13、委託料及び節17、公有財産購入費は、それぞれ、味舌上第2分団の屯所の底地購入に係る不動産鑑定手数料及び確定測量委託料並

びに土地購入費でございます。

なお、この土地購入に係る財源につきましては、財産区財産特別会計から一般会計に繰り入れを行ったものでございます。

節18、備品購入費は、小型動力ポンプの更新経費等でございます。

節19、負担金、補助及び交付金は、消防団員等公務災害補償等共済基金の掛金及び消防分団車両の更新に係る補助並びに消防団屯所の補修等に対する施設整備費補助が主なものでございます。

以上、歳入歳出決算のうち消防所管事項の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 杉浦局長。

○杉浦監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 認定第1号、平成16年度一般会計歳入歳出決算のうち公平委員会、固定資産評価審査委員会、選挙管理委員会及び監査委員事務局が所管いたしております項目につきまして、目を追って補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、44ページ、款14、国庫支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙及び在外選挙人名簿登録事務に係る委託金収入でございます。

次に、52ページ、款15、府支出金、項3、委託金、目1、総務費委託金の選挙費委託金は、平成16年10月24日執行の府議会議員補欠選挙に係る委託金収入でございます。

続きまして、歳出でございますが、94ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費及び目9、固定資産評価審査委員会費につきましては、委員報酬などの管理経費でございます。

次に、112ページの項4、選挙費、

目1、選挙管理委員会費につきましては、委員報酬などの関連経費でございます。

同じく112ページの目2、参議院議員通常選挙費につきましては、平成16年7月11日執行の参議院議員通常選挙に係る経費でございます。

主なものといたしましては、節12、役務費で、入場整理券の郵送料、節13、委託料では、ポスター掲示場設営撤去委託料、節18、備品購入費では、投票所等における選挙器具の購入費でございます。

114ページの目3、市長選挙費につきましては、平成16年9月26日執行の市長選挙に係る経費でございます。

主なものといたしましては、節12、役務費で入場整理券の郵送料、節13、委託料でポスター掲示場設営撤去委託料、開票所設営撤去委託料、節19、負担金、補助及び交付金では、選挙公営制度交付金となっております。

116ページの目4、府議会議員補欠選挙費につきましては、平成16年10月24日執行の府議会議員補欠選挙に係る経費でございます。

主なものといたしましては、節12、役務費では、入場整理券の郵送料、節13、委託料では、ポスター掲示場設営撤去委託料、節18、備品購入費では、記載台などの選挙器具購入費となっております。

次に、120ページの項6、監査委員費、目1、監査委員費につきましては、委員報酬などの管理経費でございます。

以上、決算内容の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、次に質疑に入ります。

質疑のある方は挙手してください。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

それでは、まず一番目に一般会計歳入歳出決算書の28ページ、款1、市税、項1、市民税、目1、個人、節2、滞納繰越分の不納欠損額4,795万1,721円についてでございますが、さまざまな状況で不納になっていると思いますが、理由として自分の故意によって税金を納められない方の件数をまずお聞かせください。

次に、2番目、決算概要31ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、非常勤職員等雇用事業3,401万7,301円についてでございますが、こういった基準で非常勤職員等を雇用されておられるのか、お聞かせください。

次に、3番目、決算概要31ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費、人件費事業のうち、退職手当11億3,994万2,853円についてでございますが、16年度何名の職員の方が退職されたのか、お聞かせください。

次に、4番目ですけれども、決算概要37ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費、車両管理事業1,047万8,015円についてでございますが、備考に普通自動車2台、小型自動車2台、小型貨物2台、軽自動車2台と書かれておりますが、これとあわせて庁舎内の職員が使用する公用車及び原動機付き自転車、また自転車は何台あるか教えてください。また、車両の管理体制はどのようにされておられるのか、お聞かせください。

次に、5番目ですけれども、決算概要37ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費の市立集会所管理事業のうち、修繕料317万699円

に関してでございますが、現在51か所の集会所のうち、例えば老朽化が進み早急に修繕が必要とされた集会所はあったのかどうか、お聞かせください。

次に、6番目、決算概要38ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目6、企画費、一般事務事業のうち、淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会負担金1万3,000円についてでございますが、これは必要な負担金なのでしょうか。また、調査をされているのであれば、調査内容をお聞かせください。

最後に、7番目、決算概要41ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目12、女性政策費のうち、せつつ女性プラン推進事業26万2,620円についてでございますが、事務報告書31ページに書かれておりますように、女性政策推進市民懇話会を3回実施され、また研究会等も行っておられますが、この会議の内容はどのような内容でしたか、お聞かせください。

○山本善信委員長 葎中次長。

○葎中総務部次長 不納欠損に関係する部分についてご答弁をさせていただきます。

不納欠損につきましては、この決算書にも載っておりますように、16年度につきましては、市税全体で7,359万2,421円、対象者数では1,105人という部分で不納欠損をさせていただいております。前年度に比べますと、15.32%、1,331万402円の減となっております。

内訳で申し上げますと、市民税関係では652人で5,007万321円、前年度と比較いたしますと、税額では729万7,927円、12.72%減というふうになっております。全体の構成比では、68.04%を占めておるような

ところになっております。

次に、固定資産税、都市計画税関係では、80人、2,223万8,400円、前年度と比較しますと、605万7,475円の減となっております。全体の構成比では、30.22%となっております。

次に、軽自動車税関係では、373人、128万3,700円、前年度と比較しますと4万5,000円の増となっております。これは構成比としまして、1.74%となっております。

次に、不納欠損の原因でございますが、まず市民税関係では病気等の理由で生活が安定せず、また事業の失敗や勤務先の会社のリストラ等によりまして、会社倒産等によりまして、所得が減少をしているような状況があります。そういうことにより、納税不納となったものが377人、1,858万474円となっております。

また、滞納処分の執行停止の期間が経過したものが215人、2,799万4,836円となっております。

また、所在不明が60人、349万5,011円となっております。

次に、固定資産税の関係でございますが、同じように事業等の失敗とか会社の倒産により、納税不納となったものが26人、金額で申し上げますと404万5,850円、また滞納の処分のうち執行停止の期間を経過したものが49人、1,800万1,350円、所在不明が5人、19万1,200円となっております。

また、この軽自動車税関係では、現在課税しております客体が盗難、スクラップ等によりまして、現物がなく、督促や催告等をさせていただいても納税不能のものが214人、68万4,000円、また、この軽自動車税につきましては、

登録等に住民票は必要としないので、転出等の追跡調査が非常に困難な部分となりまして、執行停止となったものが125人、51万4,100円、所在不明が34人、8万5,600円となっております。

そういうことで、不納欠損の分につきましては、今後いろいろな調査等も含めて滞納処分早期解決という部分で今後も努力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 まず、公用車が何台あるかというお問い合わせでございますけれども、一般会計ベースでお答えいたしますと、単車と特殊自動車、軽四すべて含みまして100台ございます。他に特別会計の車両47台、あと水道、消防の車両については除いておりますけれども、という台数になるかと思っております。

管理体制でございますけれども、まず、安全運転管理者を各部に設置しておりますので、そこから各部に対する管理をお願いしているというところでございますけれども、車両管理事業のお問い合わせの中で、1,158万2,876円の予算額で1,047万8,015円の執行ということですけれども、この中には一般のタクシーの借上げですとか、こういったものも入っておりますので、すべてがいわゆる市の保有する車両の分で支出しているというわけではございません。

あと、管理体制ですけれども、先ほど申しました安全運転管理者をつけまして、車両の点検等行っております。また、一般の事故等の関係もございまして、一斉点検、それから運転免許証の確認、また安全運転講習の開催等を行い、安全運転等に対する通知、または徹底を図っているところでございます。

それから、集会所の件でございますけれども、51か所集会所があるということで、老朽化しているところはどうかということでございますけれども、毎年集会所につきましては、施設点検を兼ねまして、施設調査を行っております。この中で老朽化している、すべてとは言いませんけれども、古い集会所も多うございますので、老朽化ということになるかと思っておりますけれども、現行使用に対して特に問題になっているところはないかと思っております。

ただ、第6集会所としまして、一津屋にありますけれども、昔、芝居小屋で使われたところでございますけれども、こちらについては相当な老朽化がございまして、今後、集会所としての機能を、集会所として使っていくのか、それとも一部の地元の方は、「これは文化財だ」というようなことをおっしゃっておりますので、そういう形での保存を図っていくのかということはあるかと思っておりますけれども、他の集会所につきましては、当面、維持補修をすることによって、老朽化とまではいかず、使用には耐え得るのではないかと考えております。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 人事課に係る2点について答弁いたします。

まずはじめに、非常勤職員等雇用事業の部分なんですけれども、この部分につきましては、一応基準といいますのは、人事課で雇用するアルバイトの分につきましては、各課の産休に入ったり、育児休業に入ったり、あるいは病欠等でおおむね1か月以上職員が休む場合でありますとか、そういう特別の場合について人事課の方では雇用いたしております。

それと2、902万6,143円の内訳でございますが、アルバイト賃金といたしましては、約1,700万円、それ

から非常勤の嘱託員、事務嘱託員として市民課等に配置しております職員、この部分にかかわります部分が約1,100万円ということになっております。

それから、退職手当の16年度の人数なんでございますが、この部分につきましては45名が退職金の支払いの人数でございます。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会の負担金1万3,000円でございますが、これの内訳は3市で均等割の分6,000円、1町が入っている部分の均等割3,000円、あとは人口比で摂津市の人口割合が7,000円の1万3,000円となっております。

その用途でございますが、調査研究という部分で申しますと、平成15年度に私どもが担当をしておりましたときに、国土交通省の出前講座を利用いたしまして、関係市、あと守口市、寝屋川市を加えた5市1町で研究会をやっております。このときは、近畿地方交通審議会の方をお願いをいたしまして、こちらの方からの講師の派遣をお願いしたということがございます。

過去においては、総会等もやっておりました、摂津市の負担金は5万9,000円ではございましたが、平成15年度から負担金の額を縮小し、調査研究の事務担当者会議というような形に組織を改めておりました、総会についても持ち回り書面というような形で経費節減に図っているところでございます。

○山本善信委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 せっつ女性プランの推進状況についてのご質問でございますが、事務報告書の31ページにも記載しておりますように、女性政策推進本部

会議並びに幹事会、研究会、各一度実施しております、せっつ女性プランの平成15年度の関連施策の推進状況についてご報告させていただきました。

それと、女性政策推進市民懇話会の実施状況でございますが、平成16年度に3回実施しております、第1回目は8月6日に実施しております。その際には、15年度のせっつ女性プランの推進状況についての報告、さらに第2回目につきましては、男女共同参画条例の制定について、今、現在、条例制定につきましては、現女性プランの推進状況を勘案しながら条例制定する状況にあるのかどうかということや女性政策推進市民懇話会の委員のご意見をお聞きして、制定に向けて慎重に検討していきたいというふうに考えております。

それと第3回目は、平成17年2月10日に実施しております、これにつきましては女性センター条例の一部改正という件が案件になっておりました、平成17年から女性センターから名称を男女共同参画センターというふうな形に変えていくというふうなことを報告させていただいております。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、まず1番目の不納欠損額についてでございますが、先ほどご答弁いただきましたけども、税金を納めずにはっておけば、地方税法第18条第1項により、徴収権の消滅、時効となります。通常は納めるべきものですが、税金を納めていただけない方に対して、どのように対応されておられるのか、お聞かせください。

それから、次に2番目の非常勤職員雇用事業についてですが、行財政改革に向けて、最少限の人数で業務の効率を上げていくことが大事なときと思います。今、

国は小さな政府を目指しております。市としても、小さな行政を地域にしっかり根差した構築をしていかななくてはならないと思います。このときですから、人員の雇用に関する取り組みを再度検討していただくよう要望としておきます。

次に、3つ目ですけれども、人件費事業についてですが、職員数適正化計画に最終的には正規職員を700人以下とすることを目標とされております。ご存じのように高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部が改正されました。平成18年4月から平成19年3月までが62歳、また平成19年4月から平成22年3月までが63歳と段階的年齢の引き上げの措置がなされました。これに伴って、本市も導入されると思いますが、正規職員を700人以下とする目標はいつまでに達成されるのか、それをお聞かせください。

次に、4番目ですけれども、車両管理事業についてでございますが、公用車に関しては市内LANによって公用車を管理されていると思うんですけれども、その予約システムでの一括管理をされていると思うんですけれども、稼働していない車が非常に多いと思いますが、この点についてお聞かせください。

次に、5番目ですけれども、市立集会所管理事業についてでございますが、第1期アクションプランにおいて、集会所の統廃合を17年度より実施となっておりますが、具体的にどのように取り組まれているのか、お聞かせください。

次に、6番目ですけれども、淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会負担金についてでございますが、地下鉄延伸の実現化について国の最新判断はどのようになっているのですか、それをお聞かせください。

次に、7番目ですけれども、せつつ女性プラン推進事業についてでございますが、この議題にも取り上げていらっしゃると思います男女共同参画条例、これはぜひ制定すべきであるということをお明党としても以前から要望してまいりました。今後の見通しをお聞かせください。

○山本善信委員長 葎中次長。

○葎中総務部次長 それでは、市税の滞納の関係の対応等についてご説明申し上げます。

市税の徴収に当たりましては、税の公平負担の原則という分を崩さないためにも納税という分には精力的に取り組まなければならないというふうに考えておまして、この滞納処分については我々は早期に解決するよう日々努力をしているところでございます。

それで、滞納の整理の手順としましては、まず滞納者に対しまして、督促を行っております。次に、納税交渉、納税相談の結果、事業が不振とか、勤務先の会社倒産の理由で生活が困窮した方につきましては、分割納付という緩和措置をとらせていただいております。

本来、納税につきましては前納、期別で4回というような分になっておるんですが、これは毎月とか、また15か月とか、いろんな幅をもって一定の分割の協議をさせていただいて、できるだけ納税しやすい環境づくりという分にもさせていただいております。

また、こういう部分でまた納税していただけない方につきましては、財産調査をしております。現在今、やっておりますのが銀行預金、それに生命保険の解約払戻金、この部分について今、重点的にやっております。

最近の内容を申し上げますと、16年度ではこの債権の部分については7件で

ございましたが、今17年度では24件程度までの部分もやっているような状況になっております。

それとまたこの財産調査をしまして、差し押さえ等の部分もさせていただいておるようなところでは、また、不動産、固定資産関係の部分では不動産の差し押さえ等もやっているような状況になっております。

そういうことで、また居所の追跡調査等にも関係課、また関係市とかいろいろな市の調査等も十分させていただいて滞納の解消に努めるところでございます。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 ご質問の高年齢者雇用安定法でございますけれども、確かに改正が行われまして、18年4月施行ということで、措置についてはそれまでに施行ということで、定年の年齢の引き上げでありますとか、あるいは定年の廃止でありますとか、継続雇用がうたわれております。ただ、これは民間の事業主に適用されるものでありまして、公務員の場合、今、現在、再任用制度というのがございます。この部分につきましては、再任用することができるということで、定年の延長のように60歳以降、1年、2年というふうな形でいけるものではございません。摂津市も大量退職の時代が来ますので、そのときにやっぱり50名なりがやめたときに、すべて再任用できるかというとなかなか厳しい面がございますし、今後のことにつきましては、国の方も23年以降は年金がもらえない年が1年、2年とふえますので、それに向けては定年の延長なりは考えていただけるものではないかなと思っておりますけれども、国等の推移を見守りたいと思っております。

それで人数でございますけれども、2

1年度中、ですから22年4月1日には700名以下にしたいと考えております。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 地下鉄延伸の実現化の国の判断ということでございますが、従前、運輸政策審議会第10号答申ということで、実現可能な路線という形で位置づけられておりましたが、現在、平成27年まで新たに目標年次が設定されまして、近畿地方交通審議会答申第8号というのが出ております。ここにおける国の判断ですが、社会経済的観点、つまり投入するピー・バイ・シーから見て1.0以上であること、それから政策課題として都市の構造、機能の強化ということで、緊急整備への寄与、あるいは速達性の向上ということで、ネットワークされることによって路線整備で時間的な短縮が得られるかどうか。環境への対応、NOxでありますとか、CO2の排出の減少量が多いこと、乗り継ぎの利便性の向上、広域交通へのアクセス機能の強化、快適性の向上、それからもう一点大きく収支採算性が確保できる見通しであるかどうかという観点から、これについては開業40年後には黒字化するというようなことが条件になっております。

これで、私どもの協議会の方でやっております地下鉄2号線の延伸事業の方については、ピー・バイ・シーでは0.93ということで1.0を割る。それから収支の採算については、40年間元である投資、この事業費は1,838億円と計算されているんですが、これを無利子で全然償還しないという仮定に立っても、40年目には累積赤字が4,805億円になるというような国の基準であります。

したがって、この新しい近畿地方交通審議会答申では、従前検討すべき路線という形で位置づけられておりました

地下鉄2号線について検討の対象外という形になっております。今後の協議会のあり方なのですが、この答申の中で、今後の経済情勢の変化等により、本答申において選定した路線以外の路線について、事業の具体化を図ることがあり得ることを留意するという内容になっておりまして、その部分につきましては、地域開発の観点、あるいは地方自治体等からの提案があった路線については、今後開発の進捗状況に応じ、本答申の考えを踏まえ、関係地方自治体を中心に検討することが適当であるとなっておりますので、平成18年度から協議会の会費は取らないで、事務担当者会議という形で、継続し、この協議会を継続するということを決めているところであります。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 公用車の予約システムを使っておりますけれども、稼働していない車が多いというお問い合わせもございました。ただ、役所の車というのが特に本庁の新館の裏にあります駐車場等にはよくとまっておるように見えるかもしれませんが、一定の台数の確保は必要だと思っております。もちろん効率的に使うという前提のもとではありますけれども、一定の台数を確保しないと、やはり市民サービスというときに、各課が車を取り合うような状況では困るというふうには我々は考えております。

ただ、先ほどお話がありました予約システム等による効率的な運用はもちろん必要ですし、そういう運用の中で今後相当老朽化した車が多くございますので、こういうのを買いかえるなり、更新するときには、その車の使用状況等をよく考え更新を新規にするのか、それとも総務防災課の一元化を考えていくのかということをよく精査して考えてまいりたいと

考えております。

それから、集会所の統廃合でございますけれども、集会所51か所ございます。我々もアクションプランの中で統廃合、コミュニティセンターへの統合等のお話もございます。使用件数等常に検証しておるんですけども、多いところであれば年間600件程度の使用がございます。少ないところであれば、本当に二桁程度というところもございます。ですから、集会所一概に何でもかんでも統廃合ということにはならないかとは思いますが、使用頻度の低いところ、また地理的条件もございますので、使用頻度は低くとも地元自治会に他の代替の施設のないところについては、やはり一定、統廃合するとしても残していかなければいけないかなと思っております。

今後、集会所に求められておりました過去の機能と現行、今後集会所というか、コミュニティセンターに求められる機能というのは若干ずれが生じておるのも事実でございますので、例えば防災とか、福祉とか、そういったことが集会所に求められましても、現行の施設では無理かと思っております。

そういったことから考えましたら、地域のコミュニティセンター化というような話も出てくるかと思っております。その辺の機能のすみわけとか、これから求める機能についてよく考えた上で集会所の今後の統廃合、もうちょっと考えていきたいと思っております。

ただ、すぐにアクションプランにありますからすぐというふうには、担当課として削ってしまうというふうには考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○山本善信委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 男女共同参画に関

する条例についてでございますが、男女共同参画社会の実現というものは行政のみの努力でできるものではないというふうに考えておりました。市民、事業者も含めたすべての人々がさまざまな分野で日常的に取り組みを進めることが不可欠となっておりますというところでございます。

そこで、条例を制定するにつきましては、市の基本的な施策や市、市民、事業者の責務を明確にし、市民、事業者と共同して積極的に取り組んでいくための共通基盤をつくるものであるというふうに考えております。

今後、条例制定につきましては、現在の女性プランの推進状況を勘案しながら、果たして今、条例制定する状況にあるのかどうか。女性政策推進市民懇話会の委員をはじめといたしまして、いろんな立場の方々にご意見をいただく中、摂津市に合った条例制定に向けて慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、徴収率向上について補足答弁をさせていただきたいと思っております。過去の徴収率の推移を見ますと、10年前の平成7年度でございますが、現年分で98.3%、それから滞納繰越分で32.4%、合計では96.0%でございました。それ以後、平成8年、9年と年々徴収率は低下をしております。これにはもちろん景気の低迷、あるいは納税意識の低下等々があろうかというふうに思っております。

平成15年度におきましては、現年分が98.1%、それから滞納分が21.1%、合計では93.3%に過去最低の数字となっております。

平成16年度決算におきましては、現年分が98.3%、それから滞納分が2

3.6%、合計で93.6%ということで、平成15年に比べまして0.3%の徴収率のアップとなっております。金額にいたしますと、6,000万円強ぐらいの増収があったのではないかとというふうに思っております。

ちなみに市税の収入額、決算状況を見ますと、平成9年度が過去市税の決算額で最高でございました。202億4,100万円あったものが、平成16年度では172億8,500万円、約29億5,000万円ほど税収が落ちております。こういうふうに税収が落ちてきますと、当然徴収率を向上させていかなければ、一定税収が確保できないということで、それぞれ原課の方で徴収努力はさせていただいております。もちろん徴収努力といいますが、やはり納税課職員のマンパワーに頼るところが非常に多くございます。今後につきましても、徴収努力は怠りなくやっていきたいというふうに思っております。

それとあわせて制度といたしましては、これからは口座振替の推進、これはやはりやっていかなければならないというふうに思っております。

それから、今、税3課の方で検討しておりますのは、コンビニ収納が可能であるのかどうか。その分について投資効果がどうなのかどうかということで、今、研究会、勉強会を立ち上げて、既に協議をさせていただいております。

今後につきましても徴収率のアップ等々につきましても、全課一丸となって取り組みたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 それでは、まず1番目の不納欠損額についてでございますが、ご存じのように財政的にも非常に苦しい中であって、税金を納められない方に対して

は、市民感情として納税義務の公平性を確保するためにも不納欠損額の減額にさらなる努力をお願いいたします。

3番目の人件費事業についてでございますが、どうか目標である人員700名達成に向け取り組まれるよう、よろしくをお願いいたします。

次に、4番目ですけれど、車両管理事業についてでございますが、徹底した車両管理を行えば、少ない台数の公用車で対応できると思います。また、近くであれば原付や自転車を使用することによって、CO2削減にもつながると思いますので、なお一層車両管理に取り組んでいただきますよう、よろしくをお願いいたします。

次に、5番目ですけれども、市立集会所管理事業についてでございますが、先ほどもお話しいただきましたけれども、今後の集会所のあり方については、地域に密着したコミュニティ活動の拠点としてとらえるならば、地域に住む人々が温かいふれあいを通じて話し合ったり、また趣味や特技を生かした催し物やサークル活動などを行ったり、それぞれの地域の特色を生かし、多くの人々が気軽に利用していただくためにも、コミュニティセンターをつくる方向性が本当に望ましいと思いますので、検討していただくようよろしくをお願いいたします。

次に、6番目ですけれども、淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会負担金についてでございますが、今の現状では極めて早期実現は難しいと認識しましたが、希望として実現できるよう強く望んでおりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、7番目ですけれども、せつつ女性プラン推進事業についてでございますが、この男女共同参画条例制定につきましては、摂津市としても大変必要と思います

ので、なお一層の努力をしていただき、早期制定を強く要望いたします。

○山本善信委員長 ほかにご質疑がある方はどうぞ。三宅委員。

○三宅委員 この16年度のそもそもの予算案に関して私が審議に関わったわけではございませんが、この立場をいただきましたので、質問をさせていただきます。

まず、決算概要29ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費中、秘書課所管分の大阪府市長会負担金という項目がございますが、決算額215万7,000円となっております。他の負担金に比べ高額な感じがいたしますが、他の市町村との整合性についてお伺い申し上げます。

続きまして、決算概要34ページです。款2、総務費、項1、総務管理費、目2、文書広報費、秘書課所管分で備考欄に公共施設案内、市内地図改訂版の発行とございます。こちら事務報告書によりますと、1万5,000部作成されておられるとのことでございますが、こちらはどのように配布をされてらっしゃるかお伺いいたします。

同じく、款2、総務費、項1、総務管理費、目1、一般管理費に当たりますでしょうか、同じく34ページのすぐ上の欄の収入役室所管分、一般事務事業、普通旅費との記載がございますが、こちら事業報告書には特段の報告は上がっておりませんが、こちらどのような内訳でございましょうか、お伺いいたします。

続きまして、同じく決算概要36ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目4、財産管理費、総務防災課所管分、庁舎管理事業中、トイレ消臭器借上料103万9,500円との決算額が上がっておりますが、このトイレ消臭器という

製品はどの程度の設置状況でありましようか。数量等把握であればお教え願います。

続きまして、同じく決算概要38ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目5、車両管理費、総務防災課所管分、車両賠償金事業、こうした賠償金として145万3,512円の決算となっておりますが、こちらの内訳をお教え願います。

続きまして、同じく決算概要39ページ、款2、総務費、項1、総務管理費、目8、公平委員会費、こちらの公平委員会運営事業におきまして、普通旅費1,960円の決算額が記載されておりますが、同じように事務報告書には、特段の報告がなされておられませんので、内容のご説明を願います。

続きまして、同じく決算概要47ページ、款2、総務費、項2、徴税費、目1、税務総務費、市民税課所管分で一般事務事業中、アルバイト賃金352万5,543円の決算額が記載されておりますが、ふだんこちらのアルバイトの方というのを余りお見受けいたしません、どのような勤務実態でございましょうか。お伺いいたします。

続きまして、同じく決算概要49ページ、款2、総務費、項2、徴税費、目2、賦課徴収費、固定資産税課所管分、課税事務事業中、手数料が1,642万9,140円と幾分高額なように感じられますが、内訳をお示し願います。

最後に、同じく決算概要121ページ、款8、消防費、項1、消防費、目2、非常備消防費、消防総務課所管分、消防団活動管理事業中、消防団員報酬とは別に報償金という項目がございまして。決算額が797万2,570円となっております。こちらの内容のご説明を願います。

1回目は以上でございます。

○山本善信委員長 南野参事。

○南野市長公室参事 それではお答えします。

大阪府市長会の負担金ということでお聞きでございますけれども、これは府内各市が均等額ということで、169万円のお支払いでございます。それに加えて人口割としまして、本市が8万5,000人ということで、1人当たり5円の掛金でございますので、42万7,000円、そしてこれに加えて近畿市長会の特別分担金がこの中に加えられますので、4万円でございます。合わせまして総額215万7,000円の負担金ということでございます。

次に、市内地図の作成ということでございますが、これの配布方法につきましては、主に行政視察あるいは転入者向けにつくっております、市内の主な公共施設等々をごらんいただくためにお配りをいたしておりますが、市民の方でご希望ありましたら、随時提供させていただきます。

ただ、財政的な見通しがございまして、全戸配布につきましては、現在見合わせておるところでございます。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 それでは、決算概要47ページの市民税課所管の一般事務事業のアルバイト賃金についての部分で、ふだんアルバイトを見かけないが、どのような、いつごろ雇用しているのかというご質問でございますけれども。市民税におきましては、当初課税に向けまして毎年1月ごろから6月の納付書発送に至るまでの間、課税事務繁忙期に事務の補助といたしまして、アルバイトを雇用いたしております。主なアルバイトの業務内容といたしましては、1月の給与所得者

にかかわります給与支払い報告書の整理や2月中旬から始まります市申告や税務署確定申告の受付に伴います書類の整理等に携わっていただいております。

また、市民税の当初課税事務以外にも、軽自動車税の申告書の整理や法人市民税の課税に関する事務の補助としましてアルバイトの雇用を行っているところでございます。

平成16年度につきましては、雇用人数は9名でございまして、予算額369万2,000円に対しまして、352万5,543円を執行いたしましたところでございます。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 まず、トイレの消臭器の借り上げでございすけれども、これは本館、新館、身障者用トイレとか、西別館もそうですけれども、各男子トイレであれば、便器に1個ついておる分でございます。サニタイザーといわれるもの、エアフレッシュナーといまして空気の方で消臭するものがついておりまして、合計で60か所につけております。

次に、車両賠償金事業の方で145万3,512円の決算をさせていただいておりますけれども、この内訳でございすけれども、これにつきましては、対物対人事故、市の公用車が他の方に対して起こしました事故に対する賠償金でございます。昨年度について、この決算で払われておりますのは、対象3件でございます。環境業務課分が2件、それから教育総務課分が1件ということでございます。うち2件は対物で車両修理ということでございます。1件につきましては、申しわけないことに対人の賠償もございました。金額的には対人の分につきましては、このうち41万7,296円を支出しております。

なお、これにつきましては、対人につきましては、北大阪農業協同組合の保険、対物につきましては、市有物件共済の保険によって充当されております。

○山本善信委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 それでは、固定資産税課所管の賦課徴収費、役務費、手数料1,642万9,140円についての内訳をご説明させていただきます。

内訳といたしまして、時点修正業務、122万4,720円、標準宅地鑑定業務638万4,420円、路線価付設業務882万円、合計1,642万9,140円となっております。この金額がいささか大きいというようなことでございますけれども、固定資産の評価額は3年ごとに見直しすることとされておりまして、前回評価替えは平成15年で行ったので、今回は平成18年となります。18年評価替え事務は平成16年度、17年度の2年度にわたって行うことになっておりまして、平成16年度は土地の評価替え事務といたしまして、標準宅地鑑定業務638万4,420円、路線価付設業務882万円が増加したことによりまして、平成15年度より1,520万2,400円増となったものでございます。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 消防団活動管理事業の中、報償金の内訳についてでございますが、これには非常勤消防団員の退職に伴います退職報償金でございます。20名に支給いたしましたものは主なものでございます。

○山本善信委員長 高山次長。

○高山公平委員会事務局次長 それでは、決算概要の39ページ、公平委員会運営事業の普通旅費1,960円についてでございますが、これは大阪府公平委員会

連合会事務研究会に事務局職員1名が出席しました旅費でございます。

○山本善信委員長 阿久根室長。

○阿久根会計室長 決算概要34ページの収入役室に係ります一般事務事業の普通旅費についてお答えさせていただきます。予算現額は20万、執行については15万6,340円執行しています。その内訳につきましては、まず私どもにつきましては、平成16年度までに全国収入役会と北摂収入役会等に参加しております。それらにつきましてはの全国都市収入役会総会ということで東京で開催されておりますが、それに1名、収入役が日帰りで出張しております。その金額は3万4,580円、それと大阪都市収入役会北摂支部研修会ということで、横須賀市及び横浜市を1泊2日で研修に参画しております。その金額は9万7,520円、それとあわせまして、我々職員が管内の大阪府下の出張旅費としまして研修会なり、打ち合わせ等々に出席したのに係る旅費といたしまして、2万4,240円執行しております。合わせまして、15万6,340円執行しております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁ありがとうございます。

消防団の報償金に関しましては、当初消防長からご説明があった分と同じ性質のものであるかと今、認識いたしました。

大阪府市長会の負担金に関しまして、こちらの方3点の組み合わせがあることで、それでも幾分高額かとも思いますが、制度上、いたし方ないのかなとも思いますが、ぜひ総会等でこの金額についてのご意見も述べていただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、市内地図の配布に関しましては、1万5,000部の製作という

ことでございますから、全戸配布は確かに無理があろうかと存じます。ただ、間もなく市制施行40周年を迎えることでございますので、新しく来られた方以外にも、この市制施行40周年をPRし、新しい摂津市像をさらに市内の皆様にご覧いただくためにも何らかの方法がとられることを望みますが、ただ現在、市役所に入られてすぐの受付で、この市内地図の配布は行っておりませんと注意書があったような気もいたしますので、どういう手続を経て、この地図はいただけるのか。この場でお示しいただきたく存じます。

続きまして、旅費について収入役及び公平委員会の件でお伺い申し上げましたが、この2点に関しましては、内容のお示しをいただきましてありがとうございます。

また、市民税課のアルバイト、こちらに関しましては、ただいまご説明をいただきまして、9名の方が職務につかれたとのことでございます。この人数が多いか少ないかというのは、この場で論じることはございませんので、今後とも鋭意職務に努力していただきますよう、お願い申し上げます。

続きまして、固定資産税の手数料に関してでございますが、不動産の鑑定でございますが、鑑定に関しては恐らく専門の方が入られてのご職務かと存じますが、例年どおりといたしますか、評価替えのときごとに、鑑定士さんへお支払いする金額の見直し、適切化というのを検討されておられるかという1点を、ここでもう一度お伺いいたします。

続きまして、総務防災課よりトイレ消臭器の点についてご答弁いただきました。こちらの消臭器に関して余り存在というものが認知されておられないような感じ

もいたしますが、実際に効果が上がっているのかなと若干疑問にも思います。この消臭器が付いておるというPRも必要なんではないかなと印象を受けますので、1点お伺い申し上げます。

同じく、賠償金に関しまして3件の内容でございました。本会議等でも当然にご指摘のあった点でございますので、この場でこの件に関してご意見を述べるのは控えさせていただきます。今後とも運転等に関してはご注意をいただきたいとお願い申し上げます。

○山本善信委員長 宮部課長。

○宮部固定資産税課長 標準宅地の鑑定業務は土地の評価額が地価公示のおおむね7割を目途とすることとされましたことから、平成9年度の評価替えより地価公示を担当する不動産鑑定士により標準宅地の鑑定をすることとされました。導入時は大阪府不動産鑑定士協会に属する鑑定士と大阪府下一律に大阪府不動産鑑定士協会と契約いたしました。独占禁止法に抵触するおそれがあるとのことから、平成15年度評価替えより不動産鑑定士の選定と鑑定料につきましては、市町村が独自に交渉することとなりました。

平成16年度に行いました平成18年度評価替えに活用いたします標準宅地の鑑定料は消費税抜きで1ポイント当たり5万4,000円となっております。このような公的評価にかかります価格の引き下げは難しいものでございますが、平成9年度には6万円で行いましたので、交渉により約1割の引き下げを願ったところでございます。単価的にも府下33市のうち下から2番目の金額となっております。経費の節減に努力いたしております。

今後も交渉によってできるだけ経費節減できるよう努力してまいりたいと考え

ております。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 トイレの消臭器の件でございますけども、通常今、自動水洗化をしております、使用後1回だけ流れる設定にしております、男子トイレの場合ですけども。通常、ホテル等であれば立った段階で1回、終わった段階で1回流れるようにして、消臭をしております。そういうことになりますと非常に水の量とか、むだもあるかと思っております。アメニティ部分では非常に効果があると思うんですけども、そういったことから考えますと、こういったものをつけまして、水を流す量を減らしている。またサニタイザーですので、その流す水の成分によりまして、尿石が着くのを防いでいるという効果もございます。確かにPRがないということですけども、やはりこういうものは何もなく、トイレというのは何もなく気持ちよく使えばそれでいいのかなという気もいたしますので、PR等まではいきませんが、そういった効果を勘案した上で設置しているということでご理解をいただきたいと考えております。

○山本善信委員長 南野参事。

○南野市長公室参事 市内地図でございますが、転入された方につきましては、市民課で転入を手續をされる際に、転入者向けで市民課の窓口でお渡しを願っております。そしてそれ以外の希望者につきましては、受付で確認をした後で、そして広報担当の窓口でその理由を確認しながら必要に応じた枚数をお配りしております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ありがとうございます。

不動産鑑定の手数料に関しては、随分と努力をいただいているんだと、今改

めて認識いたしました。今後ともこの姿勢を保たれますように、お願いを申し上げます。

トイレの消臭器に関しましては、理解しました。

市内地図に関しましては、ただいま市民課の方でお配りいただいているとのことでした。先ほども申し上げましたが、市制施行40周年ということでございますので、新しい配布方法等のご検討もいただきたいとお願いを申し上げます。

○山本善信委員長 暫時休憩いたします。

(午前 11時43分 休憩)

(午後 1時 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

午前中の三宅委員の質疑の中で、市内地図の配布方法についての質問がありましたが、理事者の方から補足答弁をお願いしたいと思います。

南野参事。

○南野市長公室参事 それでは、市内地図につきまして補足説明をさせていただきます。

市内地図につきましては、必要な方には広報担当でお話をお聞きする中で、必要に応じて配布いたしておりますと述べましたが、受付におきまして摂津市内地図は置いておりませんということで横札を置いております。これは地図をもらいにくる方が営利を目的としました運送業者や不動産業者の方が多くありまして、大量に要求されるケースがあります。それで、受付とのトラブルが多くありましたので、このようなトラブルを避けるために設置いたしましたものでございます。

しかし、市民の方で必要とされる方につきましては、広報担当でお聞きをしましてご提供いたしております。今後におきましては、受付での表示内容の検討を

行ってまいりたいと考えます。

○山本善信委員長 ほかにご質疑がある方。野口委員。

○野口委員 平成16年度は本市としても、第3次行革の初年度でありました。第1次、第2次と続けて行財政改革が進められてきましたけども、その都度本会議場で当初予算や決算時点の反対討論で、いろいろ指摘もし、述べてきましたけども、改めて平成16年度の第3次行革初年度ということと、今日三位一体改革の最初の年度でもありましたし、いろんな意味で、国や府とのかかわりでも、地方自治体でみればいろんなことが発生した出発の年度でもありますので、そういうことも意識しながら幾つか質問をしたいと思えます。

最初に、市税の関係ですけども、特に市民税の問題です。当初予算に比べて3億3,430万円決算はふえているわけですけども、その多くが70%が法人市民税がほとんどを占めているわけですけども、その辺の先ほど収益増という説明がちょっと触れられましたけども、平成16年度のこの辺でふえた要因といえますか、もう少し詳しくご説明いただきたいのと、それと長引く不況はまだ続いているわけで、平成16年における給与所得者の納税者の数だとか含めて、数字上、税収の中でどういふように見たらいいのかということをまずご説明いただきたいと思えます。

それと、個人市民税の均等割の問題です。これも国の税制改正によって均等割2,500円から3,000円に500円統一的に引き上げられました。当初予算の審議のときには3万2,000人が納税者数ということで約1,600万円の増収だというお答えがあったんですけども、決算どうなのかということもこの

際聞いておきたいと思います。

2つ目に、決算書のページ53ページにあります市町村振興補助金の内訳です。いつも毎回お尋ねするわけでありませうけれども、2,800万円であります。いろいろ昔に比べれば行革に取り組んでいるという対象にいろいろ府から補助金がもらえるということに変わりつつありますけれども、平成16年度の2,800万円の内訳について、お尋ねしておきたいと思います。

3つ目に、財政難だとか、いろんな理由で本市も大変土木予算だとか、建設事業費も減ってきているわけでありませうけれども、全国的にはいろいろな形で入札制度の改善だとか、いろんなそういう取り組みが行われてきていますが、今、長引く不況のもとで中小零細業者、いわゆる公的な仕事をする場合に、指名に入っていない小さな業者がいろいろ公的な修繕も含めた仕事を地元育成ということで対象範囲に入れて進めていくというのが、今全国に徐々に広がってきています。

全国商工会団体の連合会の調査では、6月20日時点で43県318自治体に広がっています。いわゆる小規模工事登録制度ということではありますが、これは地方自治法23条に基づく随意契約の創造的な運用を図ることを目的として、自治体が独自に取り組んできた制度であります。以前からこの問題申し上げてきているわけでありませうが、大阪府下でも今、4自治体、池田、交野、枚方、和泉市、4市が既に実施をしておりますし、この間、摂津市民商工会との協議の中でも担当課長からは検討したいというお話もいただいているわけですが、いわゆる中小零細業者から見れば、一般的には50万円以下の修繕の費用ですけれども、そういうところにも今の不況の中で仕事をい

ただけないかという希望もたくさんありまして、自治体としても地元育成と不況対策という位置づけもありますので、早目に実施に向けて検討をお願いしたいということでありませうけれども、ひとつ現時点のお考えをお聞かせいただきたいと思っています。

次に、公共施設の安全問題で、これは年度変わって今年度、全国的に大きな問題に発展したアスベスト問題です。本市としてもいろんな庁内で各担当ごとに仕分けをされて、いろいろ分担をして取り組んでおられるわけですが、総務防災課が基本的には全体を統一しているということで対応されると思いますので、あわせてご質問申し上げたいと思います。

ある研究者の発表では、今後4年間に10万人のアスベストが原因として死亡者が生まれるのではないかという推測も出ています。今後、建物解体という問題が、大きくクローズアップされていますけれども、この古い建物解体時期としてピークは2020年から40年ということが言われているわけです。こういうことを見た場合に、これまでのこのアスベスト問題に対する規格の経過についてもきちんと調査もするのは当然でありますけれども、長期的な対応が必要になってくる問題でもあります。庁内的にも8月8日に庁内連絡会議が開催されて今日まで取り組んできておりますけれども、まず今の取り組み状況と今後の当面の取り組み問題意識についてお答えをいただければと思います。

次に、個人情報情報の適正管理の問題です。近隣各市でも、漏えいの問題とか不正利用だとか、外部からいろんな不測の事態が発生した場合に、それに担当者ですぐ対応できるように、そういう対応できる根拠を条例上、きちんとするべきだとい

う流れが今、広がっています。本市も一定改正する方向で動いているというお話を先ほどされていましたが、高槻市でも、2年前に高槻の個人情報保護運営審議会の答申を受けて、条例改正を行っているわけです。

本市の場合は、第10条で個人情報の適正管理というところで、必要な措置を講じなければならないという言葉が入っておりますけども、解釈上、幅のある中身でありますし、オンラインで不測の事態が発生した場合に、切断も含めた必要な対策が必要だと。このことができる根拠を条例改正によってきちんとすべきだということでもありますけども、どうお考えなのか、ひとつお聞かせをいただきたいと思います。

先ほど論議された男女共同参画条例の制定の問題であります。高槻市の資料がちょうどきたんですけども、基本条例案が提案されて、今審議が行われているわけです。自治体として男女平等に役立つ基本条例を制定することが大きな意義がありますし、先ほどご答弁があったように慎重に検討していきたいと。この前と同じ答弁なんですね。ぜひ早目にこの条例の制定を進めていただきたいと思うわけですけども、事務報告書で先ほどお話があった、こういう推進本部の3回、懇話会も3回行われてきたということで、引き続き慎重に検討していきたいというお話でありましたけども、どのぐらいをめどにして、どういう手順で進めていこうとされるのか、あわせてお尋ねしておきたいと思います。

次に、国との関係なんですね。先ほど冒頭に三位一体の改革の初年度ということで、出発された平成16年度でありました。税制改正によっては均等割の問題をお話しましたが、いわゆる国から

の地方に対する財政投入を減らしていくと。最大の目的でありますし、政府の骨太方針に従って公的な部分の民間へということで、官から民の動きを加速させていくと。そのために3つの中身を含んでいるわけです。本市としても国庫補助金の廃止縮減や地方交付税の見直しによる臨時財政対策債の削減だとか、税源移譲の問題、いろいろありましたけども、平成16年度三位一体改革の影響、これは決算としてどういうふうに出てきたのかということが1つと。第3次小泉内閣が発足して、そういう方向に向けての強力な布陣が敷かれたと私は思っているんですけども、今焦点になっている生活保護だとか、児童扶養手当だとか、先生方の月給、こういうペンディングの問題について、いろいろ地方団体も抵抗を示しながら頑張っておられる状況がニュースで見られるわけですけども。生活保護が例えば4分の3から2分の1になった場合にも大変な影響を摂津市は受けますし、児童扶養手当もそうであります。そういう点で、今の動きについて、僕らも知らないところがあるかと思しますので、1回その状況も示していただいて、本市としての取り組み姿勢について、まずおしをいただきたいと思います。

それと第3次行革と財政見通しの問題です。財政問題をまず申し上げますと、府下的な位置ですけども、いつも言われるのが経常収支比率ですね。これが大阪府下で高石市が106.0ですから、1位に次いで2番目に高いと。しかし歳入面で見ると、地方税の1市民あたりは府下一番ですね。

その中で、法人市民税は府下一番で、個人市民税では32市中大体真ん中の16番目ということになります。使い道を見ますと民生費の構成率が28.9%

んですね。平成16年度1年間のその自治体の予算の中で、民生費の構成比率を見ますと、3割を超えている自治体が23市あるんですね。だからいろいろ各市とも財政的にしんどいと思いますけども、暮らしにかかわる予算の中心的な民生について、いろいろ苦労されて予算組みされているという感じがするわけでありまして、本市も財政困難な中で、28.9%構成を示しているのですが、これが32市中下から6番目なんですね。こういうことを前提として、この前、決算の「摂津市の財政」いただきましたけれども、これからの問題で、数字も一応平成21年度まで見通しが出ているわけでありまして、財政側として、いろいろこれから大きな事業もやろうとしておりますけれども、そのやろうとしている事業について、数年間は退職金がたくさん支出されるということもあって、それ以降、22から23年以降に、その大きな開発をした場合に、そのための財政支出はその辺からするように、直近の財政支出を抑えるスタンスで、いろいろなことを計画するということでもありますけども、この今回の決算を受けての21年までの財源不足、これのまず根拠について。

それと、今申し上げた、この22年以降、そういった開発によって生じてくれば、長期にわたる若干市債残高は減るかもしれませんが、借金体質は後年度に続くだろうと思います。そういう点でどう考えたらいいのか。一度お聞かせいただきたいと思います。

それと、第3次行革の問題であります。これまでも市民生活関連施策をどんどん削ると。16年度は幼稚園を1つ減らされると。保育所も1つ民営化されるということで、公的な仕事のアウトソーシング、外部投げ出しということも始まった

年でもあります。

特に、平成16年度の行革関係で見ますと、遺児年金が廃止をされると。4つの障害者福祉金給付が約2,500から2,600万円ありますけども、これが廃止をされると。敬老祝金についても、77歳、88歳、99歳、100歳以上の支給に変わりました、約6割近く、敬老祝金の全体の金額から減らされるということなどが行われました。

市民負担の問題でも、平成16年度は下水道の12.5%値上げによって、年間9,000万の負担増と、いろいろと住民票だとか、いろんな各種手数料も一斉値上げをされました。約2億円の負担増という市民負担も課されたわけでありまして、これから第3次行革のアクションプラン1期目の18年に向けて今、動いている状況でありますけども、これまでも日経新聞の調査でいろいろ、共通して自治体間で行政サービスのランキングを示すものとして、その数字に基づいて明らかにしてきましたけども、この財政難の中でいろいろ行革の中で市民に辛抱いただくということでどんどん削っていくと。市長が新しく変わりました。その中で辛抱していただくという中で、さっき言った方向性がさらに加速されていくだろうというふうに思っているわけでありまして、最近の日経新聞の調査では、前は33市中、2つの自治体がお答えなかったんですけども、府下最低の住民サービス番付でありました。今回は、27位、全部の大阪府下33市ともお答えをされて、その結果27番目ということに、若干ランクは上がっているわけでありまして、いろいろ人口の推移だとか、いろいろ考えた場合に、この摂津の市民の方々がこの摂津で生まれ育って、事情があって外に出ても、仕事の条件だ

とか、帰る条件ができた場合、摂津に帰ってきて、子どもを産み育てるという魅力あるまちにするためには、やっぱり過ごしやすいという点で何が必要かと考えながら、その方向について住民と一緒に考えていくというのが大事だと思いますけども。この第3次行革の第1期目の問題について、どのように動いているのか、初めにお尋ねしておきたいと思います。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 まず、市町村振興補助金の内容からご説明申し上げます。市町村振興補助金につきましては、大阪府におきまして、市町村の自立的な行政運営を支援するという見地から府内市町村の特性を踏まえた上で、地方分権の推進、行財政改革、広域行政への取り組み、あるいは緊急的な取り組みを促進するために、大阪府が実施する補助でございます。16年度2,800万円の決算につきましては、行革関連で2,050万円、緊急関連で750万円の補助内容となっております。

行革関連の補助内容につきましては、幼稚園の施設整備、それから学校環境の改善事業としまして小・中学校のトイレ改修事業、それから給食調理場の改修事業に充てております。それと緊急につきましては、小学校の安全対策事業といたしまして、小学校12校に受付室を設けて対策をさせていただいた分につきましては、緊急として750万円の補助をいただいております。

それから、三位一体改革の16年度決算の影響でございます。三位一体の改革、国の国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲というメニューがございます。16年度全国では、1兆300億の国庫補助負担金が廃止・縮減され、その約6割の6,558億円が措置をされておしま

す。基幹税の税源移譲というのは後回しとなっておりますところでございますが、また交付税の改革では交付税総額が前年度に比べますと、1兆1,800億円も削減されまして、加えまして臨時財政対策債につきましても、1兆6,800億円、28.6%の削減となっております。

本市への影響でございますが、過日、総務常任委員協議会でもご報告申し上げましたとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減額のうち、一般財源化分につきましては、これは予算ベースでございますが、1億7,824万5,000円でございます。あと財源措置がなかった分、いわゆるスリム化という分でございますが、この分は実質的な影響額で2,921万5,000円となっております。

内容としましては、消防の施設整備費補助金ですとか、小・中学校の大規模改造工事費補助金、こういったものがこれまで補助であったものが、補助を受けられなくなったというようなことの影響額の総計でございます。

それから、交付税につきましては、普通交付税が不交付となりまして、2億8,600万9,000円の減、特別交付税も総額が減らされておる関係と、その他合併等に特別交付税が持っていかれるということがございまして、3,911万9,000円の減、合計で交付税は3億2,531万8,000円の減となっております。

それから、臨時財政対策債でございますが、臨時財政対策債では、4億7,150万、27%の減となりました。

税源移譲額と差引きいたしますと、摂津市16年度決算で申し上げますと、8億6,189万9,000円の影響額となったというふうに考えております。

それから、三位一体改革に対する最近

の動きということでございますが、特に今問題となっておりますのが、生活保護費の負担率の引き下げということで、これが現在の国4分の3、市町村4分の1が改正されると、大変な負担増ということが生じてまいります。

そこで、私どもも特に大阪府の市町村課が中心となりまして、いろいろな働きかけをさせていただいております。その中で11月4日に国庫補助負担金等の改革に係る緊急アピールということで、大阪府の地方分権推進連絡会におきまして、生活保護費負担等の地方への負担転嫁に断固反対ということで緊急アピールをしております。

こちらの方の意見としましては、地方六団体が今まで国の要請を受けまして、改革案を取りまとめております。この地方の改革案に沿って国庫補助負担金の改革を進めていただくよう強く求めたものでございます。

きのう、地方六団体の全国決起大会というのが行われているというふうに聞いております。

それから、今後の財政見通しということでございますが、16年度の決算という見地に立ちまして、17年度の財政見通しと16年度に試算いたしました試算値を比べてみますと、16年度決算後の数値の方が6億2,400万円改善をいたしております。改善をいたしました要因といたしましては、先ほど委員のご質問にもありましたように、法人市民税を中心としました税の増が約3億円強ございました。そういった影響と、それから今まで進めております行財政改革によります決算不用額等によりまして、改善をしたものと思っております。今回、財源見込みとして配布させていただきました資料では、三位一体の改革に伴う税源移譲

等を盛り込みまして、試算をさせていただいております。ただ、歳入につきましては非常に不確定要素が大きく、あくまでも予想ということでございますが、ただ、国の置かれております状況等考えますと、長期的な歳入の減少傾向というのは、これはいかんともしがたいものと思っております。

ただ、今回の財源不足試算では、以前の19年度以降に赤字というような見込みから大幅に改善しております。その理由としましては、資本費平準化債というものを下水道会計で発行していただいております。その分を一般会計からの繰出金を抑制をさせていただいたということで、当初16年度に作成いたしました見込みでは、16、17、18年の3か年でございましたが、今回の見込みにおきましては、18、19、20年の3か年発行を延長しました。その関係で、改善をした部分が大きいございます。

決算を受けての財源不足の試算につきましては、市税の計算値等も上がっておりますので、そういった面もありまして、若干改善をしている部分もございます。

22年以降のことでございますが、現段階では歳入の見込みというのが、非常に歳入というのは、先ほど申し上げましたように、非常に不確定要素が高いものでございます。現時点ではちょっと22年度以降、こういった動きになるかというのが今のところ見えてまいっておりません。そういうことで、今回21年度までということで前回19年度まででございましたが、2年間見込みを延ばさせていただきましたので、その辺よろしくお願いいたします。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 アスベストの件でございますけども、本来アスベスト、こ

としになってから、こういう問題が大きく報じられましたので、決算の委員会でどうかとも思いますが、本市の危機管理体制の一環ということで、私どもの取り組みについてご紹介をさせていただき、また考え方を述べさせていただきたいと思えます。

アスベストにつきましては、7月に国の方でも対策会議等行われました。それを受けまして、本市といたしましても、8月にアスベスト対策の庁内連絡会議というものを立ち上げまして、この中で、アスベストの情報の共有化でありますとか、対策を市民からの問い合わせに対してスムーズに、かつ責任を振り合わないように、取り扱えるようにということを確認いたしまして、その事務局といたして防災の関係がございますので、総務防災課が受けたということでございます。

第1回の実務者レベルでございますけれども、大きく分けまして公共の建物、また民間の建物、それから健康被害、空気中の浮遊のアスベストの量、こういったものがあるかと思えます。

その関係課でございますけれども、健康推進課で健康関係、建築住宅課では公共施設のアスベスト使用の実態調査、建築指導課におきまして、民間建物についての調査、環境対策課におきましては、空気環境の測定といったようなことを確認をして、各課長と連絡を密にして取り扱っております。9月15日の広報にも、そういう体制でやりますということを載せさせていただきました。

また、公共建築物につきましては、現在調査を、サンプリングをいたしまして、23か所についてサンプリング調査をいたしております。ただ、相当アスベストについては調査が集中しております、おおむね2か月以上はかかるであろうと

いうことで、もう間もなく結果をご報告できるかと思っております。ただ、それまでほっておくということもどうかと思えますので、小学校とか教育施設、若年層のおられるところは特に中心にしまして、空気環境測定を行っております。幸いなことに幼稚園、小学校等での測定結果についてはほとんど検出をされておられません。一部公共施設でも0.3程度の検出をされたところもありますけれども、WHOの基準からいいましたら、この程度では問題のない数値というふうになっております。

あと具体的な除去等につきましては、この結果を待ちたいと考えております。あと1つつけ加えまして、こういう、広報9月15日号に出しましたときに、市民からの反応でございますけれども、健康についての相談が3件、検診受診機関、医療機関等の照会等について3件、自宅のアスベストの使用の有無について2件ございました。あと、近隣の解体工事におけるアスベストの飛散についての問い合わせとかもございました。

私が受けました中で、一番印象深いのは、現実に中皮腫の患者さんの方がおられまして、どういうふうなところで、どういう相談をしてよいかというご相談もございましたので、労災の関係もございまして、基準局等、ご紹介させていただいて、今後動きがありましたら、またその方についてはご連絡をさせていただけるようにはしております。当面、アスベストに関しての現行の対策は以上のとおりでございます。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 市民税に係ります3点のご質問でございますけれども、まず1点目でございますが、市民税で16年度ふえた要因はというご質問でございます

が、平成16年度の市税、当初予算でございますが、市税を取り巻く厳しい社会情勢のもと、前年度より7億円、率にしまして4%減の総額168億円を計上させていただいたところでございます。厳しい市税環境のもとで、補正の部分におきまして、法人市民税において全体的な景気回復と主要企業三社の好決算を受けまして、2億5,000万円を市税収入の決算見込みが増額となったことによりまして、財政的な見地から2億3,260万円の合計4億8,260万円の増額をさせていただきまして、歳入予算額につきましては、172億8,260万円となったところでございます。

決算額につきましては、個人市民税では恒久的減税が平成11年度から引き続き実施されていることや、所得者の8割を占めます給与所得者の個人所得の減少が続いていることなどが影響いたしまして、現年課税分で対前年度比4.8%、税額にしまして1億6,507万7,000円減の32億4,091万7,000円となりました。

一方、法人市民税では、全体的な景気回復と主要企業三社の好決算を受けまして、現年課税分におきましては、対前年度比プラス19.9%、3億5,447万5,000円増の21億3,260万1,000円となりました。

市税全体の決算額につきましては、対前年度比マイナス0.3%、5,521万6,000円減の172億8,547万円となったところでございます。

2点目のご質問でございますが、給与所得者の納税義務者についてでございますけれども、個人市民税の納税義務者につきましては、平成16年度の段階におきまして、均等割のみ課税者が2,318人、所得割のみの課税者が4,868人、

均等割と所得割の納税者につきましては、3万1,040人、合計いたしますと3万8,226人となっております。

個人市民税の納税義務者につきましては、税額を自分で納付いただく普通徴収の納税義務者と勤務しておられる会社から給与天引きによりまして納入していただく特別徴収の納税義務者がございまして、普通徴収、特別徴収を合わせた人数で見ますと、年々若干減少する傾向が見受けられるわけでございますけれども、平成12年度当時と平成16年度の納税義務者を比較いたしますと、普通徴収の納税義務者につきましては、1万5,404人が16年度では1万6,000人と596人増加している反面、特別徴収の納税義務者につきましては、12年当時が2万4,700人、16年度では2万2,226人と2,474人減少いたしております。特別徴収の納税義務者の減少につきましては、高齢化社会や企業のリストラ等が影響しているものと思われるわけでございますけれども、今後はさらに団塊の世代の退職などによりまして、特別徴収の納税義務者の減少があるのではないかと思われ、税収への影響が懸念されるところでございます。

3点目の均等割についてのご質問でございますけれども、均等割の見直しにつきましては、平成16年度税制改正によりまして、人口段階別の税率区分が廃止になりまして、税率を一律3,000円に統一されることになりました。

本市におきましては、改正前2,500円で500円の増となったわけでございますけれども、平成16年度決算におきましては、均等割のみを納めるもの2,318人、均等割と所得割を納めるもの3万1,040人の合計3万3,358人が500円の増となりまして、税額に

いたしますと1, 667万9, 000円の増収となりました。

○山本善信委員長 東角課長。

○東角情報政策課長 個人情報の適正管理につきまして、個人情報保護の観点から情報政策課に係る部分についてお答え申し上げます。

まず、庁内のネットワークの現状でございますが、住基でありますとか、税、国保、介護などの基幹業務のオンラインシステム、いわゆる業務系のシステムにつきましては、外部とは遮断しておる状況でございます。また、財務会計などの情報系システムにおきましては、インターネット回線を利用するということがございまして、外部にプロキシサーバー、いわゆる代替を、かわりのサーバーを置かしていただいて、また内部におきましてはファイヤーウォールを設置することによりまして、データの不正なものの監視をしております。この方法によりまして、外部からの直接的な不正侵入を防止しておる状況でございます。

しかしながら、IT化の著しい進展によりまして、野口委員からご指摘がございまして、大量の情報を送信できるという利便性がある一方で、回線を通じて大量の情報を共有するということが発生いたしますことから、不正アクセスや個人情報の漏えいなどにより、市におきましては甚大な被害が生じかねないという危険性もございます。

また、実施機関以外のものと結合していくということがございますので、相手方において必ずしも市と全く同様の個人情報の保護措置が講じられているという状況にはないという、そういう危険性も含んでおります。

したがって、事務に必要な範囲でかつ結合の相手先において、個人情報に

つきましては必要な保護措置が講じられているときに限り、個人情報の実施機関以外への提供を認めるというような条例の条文をただいま検討しておるところでございます

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 それでは、行革の3次実施計画、第1期のアクションプランについてですが、ご指摘のありました敬老祝金、この分については以前から、予算化されて減ったところに着目していただくのではなく全体を見ていただきたいというお話をさせていただいておりますが、この分につきましては、寝たきり高齢者サービス事業のおむつの給付というような、こういう事業にシフトをして、その分増額をいたしております。

また、少額給付金、年額1万円から2万円程度の方でございますが、これらについては地域で自立を図るというような形で、グループホームなどの事業にシフトをいたしております。

いかにしても、金額的に限られた財源である以上、非効率な事務、あるいは改善が必要な事務、あるいは事業の選択を行っていくということで、財源を最大に有効に活用して充てていくということが必要であると思っております。

それと、今後の行革について、アウトソーシングの話でございますが、日本自治経営学会によりまして、例えば給食調理業務やごみの収集事業で官民格差比較で、民間委託した場合、50から30%で業務遂行が可能な業務があるということもまた事実であります。

このように明らかにコストに開きがある場合、看過できない状況であるということが言えると思っております。なぜなら、市民の皆様の行政サービスを受ける立場から見た場合、この財源を提供するのも、

また市民であるわけでございますから、サービスを提供する側の我々にとって、市民の皆さんからいただいた税金がいかにか有効に使われるかということも必要であるというふうに思っております。

それと、今後の行革についてでございますが、現在、3次の行革の第1期アクションプラン、平成16年から18年という形にしておりましたが、平成17年、本年度中に国の方が5か年計画という形での行革集中改革プランということで都市間比較ができるというような形での行革メニューが示されてきております。

したがって、この分、第1期アクションプランを3年間延長して、国と同じ21年までの形でのリニューアルを現在、行革推進チームで行っておるところでございます。

委員からランキングが27位になったということで、これはお褒めの言葉と受け取っていいのかもわかりませんが、いかにしても現在の本市の財政状況下では、財政破綻を避けつつ、市民サービスの維持向上を図ることが必要であります。

したがって、事業の選択と集中ということで、今まで以上に市民ニーズに合った公共サービスを選択していくことが必要と考えております。市民サービスの提供に当たっては、事業の効率化とコスト削減に取り組む一方、地域活性化や市民の皆さんの参加、参画ということが必要になってくると思っております。

今、官から民ということで委員の方からお話がありましたが、私どもといたしましては、官から公ということで、公というのは必ずしも行政を指すものではございませんので、市民の皆様の参加、参画、協働ということを念頭に置いて、これから行革に努めていこうというふうに

考えております。

○山本善信委員長 寺西参事。

○寺西市長公室参事 男女共同参画に関する条例についてでございますが、今、現在本市におきましては、女性プランを14年度に制定いたしまして、18年度が最終年度ということでございまして、今年度、女性政策に関する市民意識調査を実施いたしまして、その内容を踏まえまして、18年度に新女性プランを策定する予定でございます。

そのプランにつきまして、女性政策推進市民懇話会で審議を願う予定でございますが、18年度には一応プランの制定に取り組んでいきたいと。その後、男女共同参画に関する条例については先ほど、南野委員の方からのご質問にもお答えさせていただいておりますように、市の基本的な施策あるいは市民、事業者の責務を明確にして、市民、事業者と協働して積極的に取り組んでいく共通基盤をつくるものであるというふうに考えておるところでございますが、今後、幅広い市民の方々のご意見をいただく中、市民の共感を得られるようにというふうなことで、慎重に検討してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、小規模工事登録制度の導入についてご答弁申し上げます。工事または製造の請負、物件の買い入れ等につきましては、指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準や、業者選定の必要な事項につきましては、摂津市競争入札参加者選定規定を定めております。この規定の第2条におきましては、競争入札参加願を提出させるものとし、添付書類といたしまして、建設業の許可、経営事項審査書類等の提出を求めています。

指名競争入札以外の130万円未満の工事、製造の請負の随意契約に関しましても、これを準用して登録業者からの選択を条件としております。しかし、ご指摘の小規模工事登録制度を実施している近隣市の池田市におきましては、入札資格審査、指名登録制度に申請することができない方を対象に、予定価格が50万円以下の小規模な修繕工事契約を希望する方が登録し、受注できるという制度をやっております。

平成16年度第3回定例会の一般質問におきましても、この制度について、制度の実施の可否も含めまして、検討していきたいというふうにご答弁申し上げたところでございます。

平成16年度末に17年度、18年度の指名業者登録の受付を終えておりますので、実施するといたしましても平成18年度末の業者登録の状況と合致する方が適切であると、まず考えております。

それまでの間、調査研究を重ね、遺漏のないようにしていきたいというふうに考えております。

本年では、8月上旬に各課庶務担当者に対しまして、50万円未満の工事修繕の小規模修繕工事発注状況について、調査をしております。

その結果、平成16年度の発注実績といたしましては、50万円未満の小規模の工事については総数810件、金額にいたしまして8,903万4,930円となっております。

その内訳では、5万円まででは349件、5万円から10万円までは190件、10万円から20万円までは118件となっており、20万までは全体の81%、657件、金額では全体の44%、3,914万1,924円となっております。

他市の例では、20万から120万程

度の設定が多いというふうに聞き及んでおります。本市の指名業者も中小零細企業が多く、小規模な修繕を別途の登録をした場合、問題がないのか、あるいは設定金額を幾らにするのか等々、検討しなければならないと思っております。

本市に合った制度設計ができるのかどうか、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 2回目の質問に入りますが、最初に市税関係であります。詳しくご説明をいただいたわけですが、個人市民税が府下的にどうなのかということを見た場合に、僕らもいつも使いますけども、平均所得が低いんだということで、この数字を1人当たりをいつも使わせていただくんですけども、先ほど申し上げたように、摂津市の個人市民税の1人当たりは、府下で16番、半分です。そういう数字と先ほどご答弁があった、特別徴収の数がだんだん減ってきて、今のリストラの問題とか、首切りだとか、そういうことが幾分その中に含まれてくるということで、一定、数字から、今のサラリーマンを取り巻く状況がかいま見えるというふうに思っているのですが、一方、法人市民税で2億8,000万ふえているわけですね。それがいただいた法人のランクですね。1号法人から2号法人、9号まであるわけですけども、この2億8,000万の中身について、1号、2号法人等々に関係するだろうと思いますが、いわゆる摂津市内の大手企業の動向が平成16年どうだったのかという点について、もう一度お聞かせをいただきたいと思っております。

均等割の問題ですけども、2,500円から3,000円になったということでもあります。先ほど均等割のみの人数と

均等割と所得割のそういうのが納税者を足した数字で1,667万9,000円の増収だということに、そういう答弁があったんですけども。その根拠を、均等割のみの納税者と均等割と所得割の納税者と足したらいいわけですか。もしそうであれば別に答弁は結構です。

市町村振興補助金はわかりました。

それで、小規模工事登録制度の問題です。庁内でも担当含めて検討が始まっているという点は評価したいと思うんです。これからの指名願の切れる平成18年度末に向け、調査研究を進めていきたいというお話でありました。具体的に50万円未満の工事件数、工事金額もはじき出されていますので、一定進んだ検討がされているという感じを受けますので、ぜひお願いしたいと。

全国的には埼玉が自治体数74自治体、一応実施をされておるのですね。その次にその近辺の栃木県だとか、群馬県などがたくさん自治体が多いという状況になります。これまたお渡ししますが、一応こういう感じで出ておりますけども。おっしゃったその130万以下の中で、大体130万以下で通しているところもたくさんありますけども、多くは50万以下というところが多い状態です。ぜひ実現に向けて、調査研究を進めていただきたいということで吉報を待っていますので、よろしく願いいたします。

アスベストの問題です。気にかけてご答弁いただいてありがとうございました。先ほど今後の問題で、解体時のピークが、今2005年ですから15年後から20年間ということも申し上げましたけども、また死亡者の推定数字も10万人という話も出ていますし、もともとこの問題はILO162号条約が86年に採択、批准されたんですけども。日本は19年間、

これを放置されてきました。今回、国会で審議をされることになりまして、当然長い間患者さんの皆さん、遺族の皆さんが運動があって、こうしたことまで公になってきたということになるだろうと思いますけども、そういう点では国の責任だとか、企業責任が厳しく問われなければならないと私は思っていますが、今後の問題として具体的に取り組んでおられますから、くどくどは申しませんが、解体時の飛散防止対策、徹底といいますか、国民への市民への情報公開、特に自治体では、健康相談の窓口の設置をきちっと統一的に行うということだとか、被害情報の把握と公表。例えば市内の現場においては解体する場合は、その内容について作業現場に掲示をするとか、そういう意味での情報公開、過去の被害への対応、過去の対応の検証、実態把握の強化と、5つの柱が今専門家では大きな問題だと言われているので、今、受けとめていただいて、長期の取り組みになるだろうと思いますけども、きちっと取り組んでいただきたいということで、お願いをしておきます。

個人情報の取り組みですけども、近々、質問した趣旨の方向で改正するという事で、今検討をされているという話であります。

ご承知のとおり、住基ネットが実施された時点から、当初からきちっとしている自治体もあれば、その後、その自治体ごとの審議会の答申を経て取り組んでいくということもありますし、答弁されたように不正アクセスや漏えいの危険性が予測された場合に、きちっと対応できるということを明確に根拠づけた条例として、取り組んでいただけるように、これもお願いしておきます。

そうしましたら、三位一体とか第3次

行革とか、財政見通し、一括していきたいと思うんですけども、まず先ほど第3次行革の関係で、国の動きについて今年度から5か年計画で7年半ぶりに自治体リストラと僕は言っていますけども、地方行革の趣旨に基づいて、5年間の集中改革プランということの特徴とした方向が出されて、それも含めて摂津としては行革の方針について、平成21年度のを目途に年度も一応切りかえながら引き続き取り組んでいきたいというお話であります。

先ほど第3次小泉内閣の布陣についてもちょこっと触れましたけれども、より官から民へということで、それが地方自治体から見れば、住民から見れば、より余りいい方向ではないということをはっきりしているわけですね。ご承知のとおり、集中改革プランというのは市町村の場合7項目について、数値目標をきちんと徹底して、これを都道府県にきちんと管理検証しなさいと。7年前の地方行革よりも、より国の監視や都道府県の監視が強い中で、これがさらに強行されようという意図のもとで、出されてきています。

これはつまり、公的な仕事の分が民により開放するということが中心点でありますし、先ほど課長の方からは官から公だというお話もありました。僕が受けとめるには、公というところは住民の皆さんに、市の今の状況だとか、国の方向づけも含めてきちんと住民の方々に知らしめて、一緒にこういう状況なんですよと、お力も貸してくださいと。それを前提として状況認識を1つにしながら、これからの摂津の行政展開を決めていくということをやりたいというふうに受けとめているんですけども。

その上で、やっぱり最初に申し上げた

摂津市の所得水準の問題ですね。いわゆる個人市民税では北摂で最低で、府下16番目だということですね。提示いただいた、いつも申し上げますけども、小・中学生の就学援助の認定率、これが新しい数字は平成16年見込みしかないんですけども、小学校で40.6%、2.5人に1人と。中学生では37.3%なんですね。大阪に33市あります。ダントツで両方とも1番なんです。だから、市民生活も大変だということでもありますので、そこにもろに、いろんな状態は市民の方々にお知らせするけども。でも平均所得が少ないとか、負担の問題とかははっきりしているわけでありますから、だから知恵と工夫を借りるということも含めて、慎重にしなければならないというふうに思うわけです。

直に国が示している新地方行革指針の集中改革プランに乗っかれば、大変な状態になるだろうと私は思っています。

そういう点で、改めて自治体というのは市民の税金で運営されていますし、国の基準をクリアして、住民の実態に応じてさらに上乘せした施策を展開するところに自治体の存在意義があるわけで、いわゆる国の制度イコールになれば、その存在はより低下をするだろうと思っています。だから、行政にしても、財政にしても市民から預かっているわけで、預かった財政や行政の力を借りて、市民の暮らしをよくしていくと、これが基本の役割でありますから、その点を踏まえた行革をぜひ進めていただきたいというふうに思うわけですが。市長公室長の方からちょっとご答弁をいただければと思います。

財政見通しの問題ですけども、下水道特別会計の平準化債を本体予算が大変ですから、下水道会計のところで食いとめ

ると、そういうことも1つの方策としてやっていこうということで進んでいるわけですね。その関係も以前にもお聞きしましたけれども、市営住宅の建替えだとか、いろんな18事業について示されたことがありましたけれども、南千里丘開発の問題についても直近の支出を最大限減らして22年から23年以降に多額な支出が生じるような、そういう方向で民間ノウハウ、民間資本活用ということで進んでいると思いますけれども。先ほど私はそんなことをやったら確かに今、市債が残高多いですから、元金償還も多いと、多いから新しく年度ごとの市債を新しい借金を組んだとしてもその差は大きいですから、当然、残高減っていくと。それでも平成16年度の決算を見ますと、一般と公共下水道、債務負担行為額、水道会計合わせますと980億の残高で、市民1人当たり115万なんですね。まだまだ多いんです。普通会計ベースの地方債残高1人当たり見ますと大阪府下で5番目に高いという状況であります。若干、そうした平準化債を発行しながら、本体予算、普通会計ベースのところを和やかにしていくと、わかりますけれども。しかし退職金のたくさん出る年度を過ぎた後、そういう予測されている大型事業の関係の償還がそこに加わってききましたら、ずっと借金財政が同じく続くという実態にならないのではないかというふうに思うわけです。その辺の不安について、どうなのかということをお尋ねするわけで、ぜひわかりやすくご説明いただきたいと思えます。

男女共同参画条例の問題です。来年度目途にして、第2期せつ女性プランの策定を行っている。それと並行して行うという答弁ではなかったわけでありませけれども。ぜひ行政としての構えとい

うか、位置づけということで最大の中身が条例制定でありますから、男女平等に役立つ条例制定に向けて、慎重に検討は当然そうでありますけれども、段取りを決めて第2期女性プランの策定と並行して、同時期にできるようにぜひ最大限の努力をお願いしておきたいと思えます。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 市税の部分で、平成16年度の法人市民税の動向はというご質問でございますけれども、法人市民税につきましては、納税義務者でございますけれども、資本金の額と市内の従業者の人数によりまして1号法人から9号法人に区分されておるわけでございますけれども、1号法人から9号法人、全部合わせまして平成16年度で3,162社あるわけでございますが、そのうち資本金が50億円を超え、市内従業者数が50人を超える1号法人の部分でございますけれども、19件ございまして、法人市民税の税収の大きな部分を占めているわけでございますけれども、平成16年度におきましては、この1号法人のうちの主要3社の部分で、15年度と比較いたしまして約3億3,000万円の税収の増があったものでございます。

それから、個人の部分で先ほど均等割と納税義務者の部分でのご質問でございますけれども、個人市民税の納税義務者につきましては、平成16年度で均等割のみの納税者が2,318人、所得割のみの納税者が4,868人、均等割と所得割両方納めていただいております納税者が3万1,040人、この3つを合わせますと3万8,226人の納税義務者となるわけでございますけれども、先ほどの均等割の部分で、改正によりまして2,500円が3,000円になったということで500円の増となるわけですが

も、この部分の積算につきましては、均等割のみの納税者2,318人と均等割と所得割の両方納めていただいています納税者3万1,040人を足しまして、合計で3万3,358人が500円の増となったということでございまして、税額にいたしますと1,667万9,000円の増収と相成ったところでございます。

○山本善信委員長 寺田市長公室長。

○寺田市長公室長 それでは、ご答弁をさせていただきます。まず、第3次行革の集中改革プランでございますけれども、本市の財政状況についてはもう既に議会等で議論をなされているところでございまして、我々行革担当といたしましては、この集中改革プランがあろうとなかろうと、我々が取り組まなければならない課題というものがございまして、これについて取り組んでまいりたいというふうに考えております。特に、集中改革プランの方ではこれは公表を義務づけられておりまして、我々といたしましては、やはり市民の皆様方にこの改革について明らかにするということが大事かというふうに思っております。

一例として、給食の関係の答弁をしたわけですから、これについては今、現在本市で給食の1食当たりの経費、これは材料費、光熱水費を除きます。単に人件費だけです。これで1食当たり351円かかっておりまして、他の市では皆、200円台ということになっています。これを民間委託をいたしますと200円を切るのではないかというような推測であります。このことについて、果たして市民の皆様方が、いや、それでも直営がいいとおっしゃっていただけるのかどうか。こういうことを明らかにしていかなければならないだろうというふうに思ってお

りますし、また就学援助のことでおっしゃいました本市で小学校で43%、中学校は三十何%の就学援助があると。これだけの割合になると扶助費ではないなあとこのように思いますが、これはなるほどおっしゃっているように給与所得者層の問題等もあろうかと思いますが、私の本質的な問題は、この就学援助の基準が国基準の1.3倍で本市がやっていること。そのことがこの就学援助の比率を上げているというのが大きな要素ではないかと。

大阪府の南側の方に行けば、国基準のところが多々ございまして。そこと比較すると本市の就学援助の比率が上がるとするのは当然でございまして、これは認定基準の問題かという、これは野口委員もよくご存じだと思いますが、そういうことでこういう比率になっているというふうに考えております。

したがって、今後については本市の至上命令であります赤字再建団体に落とさないということを考えれば、取り組むべきことはきちと取り組んでいかなきゃならないというふうに考えております。

次に、男女共同参画条例の件でございますが、ご存じかも知れませんが、今、男女共同参画条例について、いろいろと論議があることはご承知だというふうに思っております。特に国の方におきましても、男女共同参画基本計画、これも本市と同じように18年に見直しがなされます。そこで、国の方でもこれについて、いろいろ議論がなされております。特に、条例関係でいきますと、最近では島本町がこの9月に男女共同参画条例案を出されたんですが、議会で否決を受けたということがございます。この経過で申しますと、この総務文教常任委員会で、修正がありまして、その中で妊娠や出産など

については女性の自己決定権が尊重されるという文言を入れられたわけでございますが、それが本会議で否決を受けたということでございます。

この問題は、今後また事あるごとに答弁させていただきますが、詳しく言いませんが、これはジェンダーフリーの問題があります。これについては今、二分をした論議がございまして、いろいろと今、野口委員がおっしゃったように、男女平等、これであればだれも異論がないんですが、その具体的になるとさまざまな論議があるので、条例につきましては、その辺は慎重にやはり検討すべきだというふうに考えております。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 普通会計ベースで負担をなだらかにしながら退職手当のピークが終わってからも大型事業を入れ、財政的な危機がいつまでも続くのかというようなお問いであったかと思っております。本市の財政状況はご承知のとおり、平成8年度から9年連続で貯金である基金を取り崩して実質収支の黒字を確保してまいりました。平成16年度から18年度の公債費のピークが終わりましても、19年度から22年度の退職手当のピーク、こういったものが続いてまいります。

そこで、財政運営として、そういったピークが終わった後、平成23年度以降の収支均衡を目指して、可能な限り、負担を平準化して、かつより一層効率的な財政運営をする中で、可能な限り、そういうものを平準化して、収支均衡を目指してまいりたいというふうに考えております。

財政見通しの作成に当たりましては、建設事業費については8億円という予算枠を設けております。その中で18項目ないしその他の項目につきましても優先

順位を決めていただいて、可能な限り平準化し、そういう財政が最終的に人件費等のピークが過ぎた後に均衡化するよう、財政運営に努めてまいりたいと考えております。

先ほども申し上げましたとおり、歳入については非常に不確定要素が強いものでございますので、なかなか今後の見通しと申しましても、5年後の見通しがどうなるかということについては、非常に困難でございます。その点、ご承知いただけたらと思っております。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、財政課長に続きまして、補足をさせていただきたいと思っております。

財政運営に当たりましては、いろんな諸原則がございまして、我々は一番関心があるのは収支均衡の原則、これは絶えず注意をしております。それから、将来にわたって、長期的財政運営安定化の原則というのがございまして、今がよければあとはどうでもいいのかということではなしに、やっぱり長期的な視野に立った運営が求められていきます。

今の厳しい財政状況から新規の新しい事業については、早期実現は困難な状況というのはわかっていただけていると思っております。しかし、財政主導の論議ばかりでの判断では、新しい施策への展開も、あるいは取り組みもすべて否定することになってしまいます。違う次元での判断基準もあるということは理解しておりますが、かといって財源は無限ではありませんので、無秩序に肯定できるものではないと思っております。

ただ、実施時期、あるいは民間資金の活用、あるいは年度間の財源調整、創意工夫によって、市負担分の低減、あるいは分散が図れるかどうか、これをやはり

研究しながら新しい施策に取り組む必要があろうかというように思っております。

毎年、財源不足の試算ということで、ことしもお示しをさせていただきました。これは平成21年度まで平準化債の発行により赤字を回避をするという手段で、一応お示しをさせていただいております。

この財源不足の試算につきましては、毎年決算が終わった時点で、それぞれ1年ずつ延ばしながらお示しをしていきたいということに考えております。とりあえず、平成22年までの団塊世代退職のピークが過ぎるまでの間は、やはり毎年毎年の収支決算が均衡するのかなどうか。これをやはり短期的な財政運営の注目ということで、そっちに力を入れながら、長期的な財政運営も図っていきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最後にしますが、摂津市を住みやすい町にしていくことが大変重要であり、どういう角度からそれを進めていくのかということが、今の財政の問題も含めて大事じゃないかなという気がしています。

いつも申し上げますけども、平成8年に総合計画をつくりました。あのときに平成12年には9万4,000人と、平成22年に10万人ということは人口推計も出しました。当時つくった平成8年2月の時点の人口が3月末でありますけれども、8万6,891名なんですね。今日、平成17年3月末が8万5,135人ということで、約1,756人という差があります。平成8年2月に策定したんだけど、今日まで毎年毎年、策定した年度の人口よりもどんどん減ってきているわけですね。前年対比、これに象徴されるように、今回の統廃合問題も出ていますけども、摂津の顔、摂津の売り、

それは結果として過ごしやすい八万数千、九万人弱の町にしていくというコンセプトが、どういうふうにつくっていくのかと。それを市民と一緒に住民力も活用しながら、いかに進めていくのかということをしなければ、国は財政諮問会議でも、この集中改革プランで、これを達成しなかったら、地方交付税減らしますよという強硬な構えでもありますし、そういう中で市民の方々は何でも削られてしまうというように受け取りますわな。だから、中身をきちんと両方ともお知らせして、一緒に考えていただくと。半専門家になっていただいて、これからの摂津のまちづくりをともに進めていくというこのシステムを含めて、ぜひ検討していただきたいということを最後に述べて終わります。

○山本善信委員長 それじゃ、ほかに。森西委員。

○森西委員 それでは、決算書と決算概要に沿って質問させていただきます。決算書28ページ、市税ですけれども、先ほどもほかの委員さんも多く質問されておりますけれども、個人市民税が平成15年度より16年度の方が減である。これは恒久減税と個人収入の落ち込みであるということで、法人市民税は15年から16年に増になっておると。これは法人市民税が主要企業の収益増であるというようなご説明をいただきまして、先ほど堤課長からは将来の見通しがなかなか見づらいというようなご答弁をいただいたんですけども、平成16年度を踏まえて、個人市民税、法人市民税、これは市の歳入の根幹といいますか、主になる部分でありますので、まず16年の結果を踏まえた上で、まだ出ておりませんが、17年度というのはどういうふうな推移をしておるのか。そしてまた改めて先ほど堤課長さんからなかなか先

を見るのは難しいということでしたけれども、今後、個人市民税はどういうふうな形になっていくのか、増となっていくのか、今までどおりに減というような形になっていくのか。法人市民税がずっと減であったのが、増に変わったと、今後増というような見方をされておられるのか、財政方の市として考えをお答えいただきますようお願いいたします。

続きまして、決算書53ページの市町村の振興補助金ですが、先ほどからもほかの委員さんからも質問されて、説明をお聞きしましたが、それに付随して、これから府の補助金というのは、15年から16年にかけて減額をされておられるわけですが、府の補助金というのも国同様に減額の方で行かれるのか、どのような推移を見ておられるのか、お答えいただけますか。

同じく54ページ、財産収入ですが、これは不動産の売払収入と財産貸付収入が一緒ではあると思うんですが、今後、不動産の売り払いというのは考えておられるのか、お聞きします。

続いて、56ページです。特別会計の繰入金ですが、介護保険の特別会計繰入金と財産区財産の特別会計繰入金というのがあるんですが、今後繰入金の考え方としては、現状のままでいくのか、特別会計との向こうの収支というのがかかわってくる問題だと思うんですが、財政方のこちらが主になって、大体幾らであるというような考えでいかれるのか、お聞きします。

続いて、決算書78ページからの職員手当等の退職金です。当初予算で6億4,526万円ですか、決算で11億3,994万円と退職手当がふえております。これは当初の予定の方よりもふえたということで、それは理解をしております。

これはいわゆる早期退職であろうというふうには考えておるんですけども、これは市としてこの退職というのは喜ばしいことであるのか、もしくはこのことによって何か問題が生じておられるのか、お聞きします。

続いて、決算書92ページ、企画費の委託料ですが、これは当初予算では恐らく数字が上がっておらないというふうには思っておるのですが、決算で上がっておりまして、補正の段階でこれが上がっておったか、上がっておたら大変申しわけないんですけども、その点、なぜ決算で上がっておられるのか、ご説明をいただけますか。

同じく92ページ、淀川右岸3市1町地下鉄延伸連絡協議会ですが、先ほどからも他の委員さんが質問されて、ご説明をいただいております。私も以前から議会の方でも、質問をさせていただいておる件なんですけれども、事実上、難しいと。収支が0.93であると推測をされて、1以上でないと収支採算性がとれないというようなご説明をいただいて、また平成18年度から会費を取らずに研究をされるということですが、今後、会費を取らずに、先ほどもご説明いただいたんですが、もう少し詳しくどういうふうな形で協議をされて、地下鉄の2号線の延伸ということで、お話をされておったと思うんです。それ以外で、例えば違う形でもしくはモノレールとか、そういうふうな形での今まで協議というのはあったのか、もしくは今後、そういうふうな部分がこの会議の中でとれるものなのか。お聞きをいたします。

続いて、財産に関する調書なんですけど、これ264ページで、土地の地積で決算年度中の増減高ということで、増になっております。建物の方はゼロゼロで年度

中の増はありませんけれども、行財政改革を進めておる中で、いわゆる土地がふえるということは、その分に関して土地を買うということが発生しておると思うんですけども、財政改革を進める上で、この土地の面積がふえることに関して、どのように考えておられるのか、お聞きします。

続いて、決算概要に移って31ページ。人件費事業の職員の合計が83名ということで、予算では89名でありまして、6人減ということになっております。特に、人事課が18人から12人に減になっておりまして、6人減ということで、6人が減ったということで何か弊害が生じていないのか、お聞きします。

それとあわせて、今現在の職員の年齢構成というのは、どのような年齢構成になっておるのか、団塊の世代の方が多く退職をされるというような状況で、実際に年齢構成というのはどういうふうになっているのか、お聞きをいたします。

それと、先ほど再任用のお話もありましたけれども、その団塊の世代で退職をされる方が多くおられて、再任用を希望される方が多くおられた場合、再任用の枠と、再任用を希望される方との判断ですね。再任用でとられるときの判断というのはどのように考えておられるのか。

続いて、121ページ、消防団の活動ですけれども。先般の議会の方で渡辺議員がその消防団の件で質問をされておりまして、私も消防団に入っておりまして、実際、私は消防団に入って、これは恥ずかしい話かも知れませんが、放水を現在1回というようなことでありまして、消防職員の方は実践でもって、放水という形を常日ごろから行われておられるということが実際にありまして、その消防団の方でしたら、放水をする機

会といたしますか、数が少ないと。実際、そのようなときになったときに、実践が少ないといたしますか、そういうふうな方が放水なり、消防活動を行うというようなことで、消防団の中でも実際、命令系統といたしますか、指揮系統といたしますか、消防団の中でなかなか統一がされておられないというのも事実だと思うんです。そして、職員ですと、その部分というのはしっかりとされておると思うんです。また、ボランティアということもありますので、消防の方がなかなか強い口調でといたしますか、形でというのは難しいのかもわかりませんが、しかしながら、市民の生命と財産を守る立場でもあるわけですから、その点、消防団の質の向上をどのように考えておられるのか、お聞きします。

○山本善信委員長 それでは答弁いただきます。堤課長。

○堤財政課長 それでは、私の方から個人市民税等の推移ということ、それから振興補助金の今後の動向についてお答え申し上げます。

まず、中期財政見込みにおきまして、市税につきましては税3課の予測資料に基づき積算をしております。まず、個人の市民税につきましては、今回の試算では三位一体の改革に伴います平成19年度の税源移譲及び定率減税の段階的廃止など、既定の税制改正については盛り込んでおります。しかしながら、税源移譲によりまして、一時的な増加はございましたが、少子高齢化の進展によります長期的な減少傾向は今後とも継続するものではないかというふうに予測されておりますので、その影響額につきましては、減少要因として加味いたしております。法人市民税につきましては、平成16年度には大幅な増加となりましたが、今後

は平成21年度まで緩やかに増加するものというふうに予測をしております。そういった税3課の予測に基づいて中期財政見込みを策定いたしました次第でございます。

それから、大阪府市町村振興補助につきまして、今後の動向ということでございますが、これについては非常に厳しい状況でございます。振興補助の状況につきましては、1つは大阪府の進めておられる行革でそういう予算を確保するということが非常に苦慮しておられるということがあることが1つでございます。また、もう一つは、振興補助の対象となる事業を選択するというのが非常に困難になってきているということがございます。

もう一点、これは今の決算の段階で申し上げていいのかわかりませんが、実は振興補助の交付基準の中に、財政力指数を考慮に入れるというのがございまして、それでいきますと、本市は17年度に財政力指数1を超えておりまして、その関係で17年度予算計上しておりますけれども、非常に厳しいということが今、実は言われております。今後、強く交渉はしていきたいと思っておりますけれども、そういう状況を踏まえまして、振興補助につきましては、非常に厳しい状況であることをご理解いただけたらと思います。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 決算書の55ページの土地貸付収入及び土地売払収入の件のご質問ございましたので、お答えいたします。

土地貸付につきましては、平成15年のときに駐車場でありますとか、資材置き場でありますとか、いろいろな形でご利用いただくようにということで公募をいたしまして、昨年度の決算では2,37

1万9,132円ということになっているということでございます。

土地売払収入につきましては、昨年度は千里丘の旧駅前再開発の代替地を、これは大阪ガスに以前貸しておいたものですけれども、これは大阪ガスの業務上、どうしても調整器室の設置に必要だということで、千里丘の土地を売ったものが大きく1,900万ほどございますので、2,000万ほどの計上となりました。

さらに、土地のこれも売り払いどうするのかというお問い合わせでございますけれども、今年度は売り払い、特に公募する予定をしております。と申しますのは、公有地の利用の審査会等でまた協議していくんですけれども、土地の値段、上昇傾向に転じつつあるということもございまして、それとあと土地の利用、再度、公有施設の設置とか、いろいろなものが出てきていますので、そういうものを再度検討した上で、低未利用地については今後また売り払いを検討していくということになろうかと思っております。

さらに、決算書の264ページの土地がふえているがどうかということでございますけれども、これにつきましては、私どもが積極的に購入をしてということではございません。1つは土地開発公社が先行取得したものの買い戻し、これは教育用施設の買い戻しがございました。しかしながら、最も大きいのは開発されまして、倉庫等つぶれて開発されたときに、真ん中に転回路つき道路が1つできるんですけれども、そういったものがあります。最近はずべて市の方に帰属いたしますので、公衆用道路の寄附だけで昨年度で9,652平米、またそれらの帰属で1,310平米というようなことで、それだけで1万平米ほどふえるということになっております。

ですから、行革を進めているのに土地がふえたということではなしに、開発等に伴って、自然にということも語弊がありますけれども、ふえたということかと考えております。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 企画費の委託料が当初予算に計上がなかったがということでございますが、委託料3つとも流用対応をさせていただいております。1つの業務の改善推進委託料でございますが、これは現在進めておりますATOMS運動の推進に当たりまして、各所管課に導入の動機というか、そういうものを研修をするということで委託をしたものでございます。

それから、内部統制の評価業務の委託についても流用対応で、この分につきましては、いろいろ問題になっております中の業務の間違ひとか誤りをたすということで、前年度に監査法人の方に委託をいたしまして、中を調査してもらいました。その分をフィードバックすることで、職員の研修をする必要が生じてまいりまして、その分を評価業務を委託したものでございます。

この2点につきましては、それぞれ人事課の人材育成事業からの流用とさせていただいております。

それから、もう一つ、土壌調査の業務委託なんですが、これは駅前再開発特別委員会の方の所管になりますので、一応流用があって対応させていただいたということで、この場ではその答弁にさせていただきます。

それから、3市1町の地下鉄延伸なんですが、これについての今後の運営ということで、1つは地域的に京阪、阪急というところの輸送力の増強が現在行われておりまして、この輸送需要についても

少子化の関係もありまして、減少をしているといったような状況でございます。

したがって、混雑緩和であるとか、路線の代替性ということを広域的に考えるというのはかなり難しい状況かなというふうに思っています。

3市1町につきましても、高槻、あるいは摂津というところは地下鉄の延伸に比較的熱心なところでございますが、茨木の方はある程度交通網が整備されているところで、少し温度差があるというところでございます。

先にご答弁申し上げましたように、近畿地方交通審議会答申第8号の中で、各自治体の今後の取り組みによって、そういうことを踏まえて検討することがあるということがございますので、既にもう3市1町で協議会というのが立ち上がっております。ここで、今辞めてしまつて、後々次の場合は、10年後になりますが、そういう形のときに新たに立ち上げるというのはかなりのエネルギーがかかるというふうに考えておりまして、これを維持して行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほどご質問にありました消防団の資質の向上及び消防分団、消防本部との指揮命令系統はどうなっているかということにつきまして、お答えさせていただきます。

消防団員、確かに森西委員が言われたように、何回も何回も放水するような現場になかなか遭遇はいたしません。ということで、現在、消防本部の方、総務課の方では消防団の団員の訓練といたしまして、年1回神崎川で全団員を対象にいたしまして、規律訓練、機関員訓練、初任訓練をやらせていただいております。

それから、年に1回これもあれですけ

ども、三島地区支部の初任幹部教養訓練というのもございまして、その中でも初任の訓練、そして班長以上の幹部訓練を行っております、その中で研修をさせていただいております。

それともう一つ、訓練というか研修につきましましては、消防職員、消防団員の合同研修会の中で、年1回福祉会館の方などで救急訓練などをさせていただいております。

ということで、訓練というか、研修事態をやらせていただいておりますけれども、聞くところによりますと、例えばある分団員さんなどは、神崎川などで放水訓練、これは日曜日に機械器具の点検をする際に、よく神崎川をあけてくれというようなことで、神崎川の方で放水を訓練したりしているような団がございまして。ただし、今、森西委員が言われたように、この放水訓練というのはなかなかやりにくい地域もありますので、今後は分団長以上の会議などで、こちらの方から積極的に放水訓練の指導というようなことをさせていただきたいと思っております。

それで、もう一つおっしゃっております指揮統制命令につきましましては、現場の方の所管となりますので、署の方から答弁させていただきます。

○山本善信委員長 石田次長。

○石田消防本部次長 指揮命令系統についてでございますが、現在は災害現場におきましては、団長、もしくは副団長と消防長、または私署長が協議を行いまして、活動しておりますが、委員が指摘されたように、一般質問にも消防長が答弁しておりますが、指揮命令系統が十分機能せず、消防団にも効率的で適正な運用がなされていないと、災害現場において常備消防と非常備消防が十分な連携のもとでの活動がなされていない現状があ

ります。

今後は、消防団と協議いたしまして、指揮命令系統のさらなる徹底を図りたいと思っております。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 まずはじめに退職手当の件なんですけれども、確かに当初は定年の方の分だけを計上いたしておりました。先ほど退職者45名と申し上げましたが、そのうちの11名が特例措置による早期退職でございます。この方の場合につきましましては、一応募集期間を決めて、その間に募集してきた方を退職で認めるということにしておりましたので、あと採用等については特に影響はございません。

また、本人の年齢でいいますと、大体54歳から59歳、年齢のとらわれている方については、あと1年あるけれども、もう仕事がしんどいということであったり、あるいは55歳ぐらいの人でしたら次、やりたいことがあるとか、いろんな事情で自分から望んで退職された方ですので、市としても19年以降の大量退職の退職金の平準化なり、あと退職された後の不補充にしても採用するにしても、人件費としては下がるということで、両方の希望がうまく合ったものだと思っております。

それから、31ページの人事課、当初予算で6人おった分が決算では6人減になっておると。この部分につきましましては、以前までは2月の段階で予算編成しております、人数もその人数を使っておりました。2月現在おる人数を使っておったんですけれども、行革の関係でできるだけ採用、退職をきちっとした形で予算を組んだ方が、やはり今、人数減らしていますので、どれだけ経費が下がるかもわかるし、予算も少なく済むというこ

とで、新規採用の職員6名を当初予算で人事課のところに入れております。

4月1日現在でそれぞれに配属されますので、どこの課になるかがわからないということで、当初は人事課へ配属しておいたもので、その後各課へ振り分けておりますので、人事課自体は影響はございません。

それから、再任用の雇用の判断なんですけれども、確かにご指摘がありますように、平成19年は37から38人ですけれども、20年以降50人程度が1年間でやめるということになりますので、本市でいっております事務職については、原則6割補充というのもございますし、あるいは先ほどおっしゃいました年齢構成でいいますと、約25%、200人程度が19年から22年の間にやめます。そういうことを考えますと、その分について新規採用をして入れるのか、あるいはすべて再任用してするのかで、かなり後々の年齢構成も変わってまいります。人事課としましてやはりそれぞれの年齢の平均というのは保っていきたいと思っておりますので、そこが大量退職した時点で入れたら、同じことが起こりますので、できるだけ市長にもお願いして、前倒して採用できるような形で対応はしていきたいと思っております。

○山本善信委員長 杉本課長。

○杉本総務防災課長 1件答弁が漏れておりましたのでお答えいたします。

決算書の57ページの財産区財産特別会計繰入金の件でございますけど、これは地方自治法の296条の5の規定によります一般会計の繰り入れでございますので、味舌上財産区の市場池貸付料の20%を繰り入れたもので、例年どおり、ルールどおりに実施したものでございます。

○山本善信委員長 暫時休憩いたします。

(午後3時 1分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

森西委員。

○森西委員 この概要の10ページにもあるんですけども、これはすべてに関して質問させていただいたこと全般的な部分になると思うんですけども、自主財源と依存財源、15年と16年では構成比率で、自主財源が15年より16年の方が8.2%減ということになっていまして、それとは逆に依存財源がその分プラスというようなことになっておるんですけども、これは自主財源の方が、繰入金、もしくは地方交付税、財産収入という部分が大きく減というような形になって、そういうふうな自主財源自身が減ということにはなっておると思うんですけども、市として、その自主財源をふやしていこうという考えは、当然持っておられると思うんです。自主財源をふやしていくというのが、健全財政を進めていく上では、何よりも大切だというふうに考えておるんですけども、その部分で言いますと、自主財源と依存財源、その比率というような部分を、今後どういうふうに依存財源のパーセント、どのようなパーセントに進めていくのか。そのパーセントというような形で進めていくのではないという形で考えておられるのか。そうすると、数字的に額と形で依存財源を幾らというような形にはなってくると思うんです。

三位一体の改革で、いわゆる依存財源と言われる部分も今後減ってくるであろうと、国、また府の補助金というような部分も減というような働きが出てくるであろうと。そういうふうなことでありますと、依存財源が減って、全体的な割合からすると自主財源がふえてくると。パー

セントでいけば。けどもパーセントでいきますと、自主財源がふえたからということでは喜ぶべきことではないと思うんです。

その点、今後、自主財源、依存財源をどのような形に持っていかうと考えておられるのか、お答えいただけますでしょうか。

続きまして、淀川右岸3市1町地下鉄の件は、これからも会議といいますか、会議自体をなくしてしまうと、今度立ち上げるときに大変難しいということで、お答えをいただきましたけれども、平成18年度からこういうふうな会費をとるといような形でないということですが、やはり早期実現に向けて、地域から声を上げていかなければならないということですので、やはり鳥飼東部の方においては、これはやはり長年の希望がありますので、私も質問をさせていただいて、東部都市核においては、直近には核として考えることはできないというような、以前ご答弁をいただいたと思うんですけれども。鳥飼のまちづくりにおいて、やはりそういうふうな部分、東部都市核といいますか、都市核づくりというのは必要であると思いますので、その点は、また会議の中でも十二分に、ほかの市町村と連携を取り合いながら、ぜひとも早急に実現できるように要望していただきますように、お願いします。

それと消防団の件ですけれども、今、指揮系統というようなご説明をいただいたんですけれども、消防と消防団の指揮系統ということでしたけれども。ではなくて、消防団内の中での指揮系統といいますか、それが団の中でうまく機能がされてないというように思うんです。

消防団の団員の意識ですね。消防署の職員までも行ってないのではないかなと

いような部分が感じられるんです。やはり市民の生命と財産を守る立場でありますので、まずその辺から消防団員の中の意識から変えていかなければならないというふうには思っておるんです。これは消防団の分団の中もそうですし、また摂津の消防の方からも何らか働きかけといいますか、しなければ消防団員の意識の改革といいますか、向上というのがなかなか成し得ないと思いますので、その点、消防としてどのように消防団員の意識を変えていくべきなのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。

それと人件費についてはご答弁いただきました。これは将来、長年にわたってのこれから団塊の世代が退職をされて、退職をした後、採用について摂津市においてやはり均等にといい、年齢構成から採用の勤務年数、均等になるのが理想だと思ふんです。

この団塊の世代が退職をされて採用をされるというところですが、大量採用されますので、その後均等に、というのは早期にはなかなか難しいとは思いますが、その点は十分に配慮していただいて、これはこれから先ずっと長い間の問題ではあろうとは思いますが、これも要望とさせていただきますので、以上です。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、依存財源と自主財源の考え方についてお答えさせていただきます。

決算概要10ページに、決算額の対前年比較表がございます。それで比較いたしますと、平成15年度自主財源216億3,647万6,760円、16年度が209億4,895万4,181円、構成比はそれぞれ15年度が69.7%、16年度が61.5%ということで、8.

2ポイント低下をしているという状況でございます。

ただ、16年度につきましては、特殊要因がございまして、借換債がございませぬ。借換債が実は依存財源にカウントされます借換債がございませぬ。16年度の発行額が48億6,670万円、15年度は6億6,410万でございませぬ。この辺を加味いたしますと、15年度の自主財源比率は71.3%まで上昇いたしまして、16年度は71.8と逆に0.5ポイント増加しているような状況でございます。

府下的に見ました場合、摂津市の税の自主財源の根幹でございます市税収入につきましては、1人当たりで見ますと、府下トップの1人当たり20万5,000円を超えているような状況でございます。

委員ご指摘のように、自主財源比率を高めるといふことは非常に財政運営においても大事なことであるといふふうに思っておりますが、今、申し上げましたように、自主財源の税は府下1位という状況、自主財源の額で見ましても、府下、箕面市に次いで、1人当たりの自主財源が24万4,752円ということで、こちらの方は普通会計との比較になるんですけども、箕面市に次いで2位というような状況でございます。

幸いにして今のところ摂津市の自主財源比率高くございませぬので、これを維持できるように頑張っ、財政運営に努めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○山本善信委員長 浜崎次長。

○浜崎消防本部次長 先ほどの消防団内での指揮統制の意識改革についてのご質問でございますが、確かに消防団員と申しましても、我々と違ひまして、ボラン

ティアの側面が非常に多うございませぬ。というところで、どうしても指揮命令系統といひませぬか、我々は指揮命令系統で動きますので、それがならされていませぬので、すぐに上意下達というようになりにませぬが、なかなか分団員さんにつきましては、それが難しい側面がございませぬ。

しかし、といひまして、それを看過していくといふことは、例えば火災現場での指揮命令系統がしっかりしていない場合にけがのもとになる場合が多うございませぬ。というところで、我々といたしましても、これは看過することはできない側面でございます。

ということで、今後種々の訓練、研修、会議など、消防分団の分団員の方、また分団長以上の幹部の方がおられる場面で、このことについてはよく研修、そして啓発するようにしていきたいと思ひます。

また、消防団幹部とも、このような話が出たということで、一度幹部の皆さんとも検討し、今後どのようにすれば内部改革できるかというようないことで検討してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○山本善信委員長 奥村部長。

○奥村総務部長 依存財源、自主財源について補足答弁をさせていただきたいと思ひます。

この比率の分については、構成比でございませぬので、片やふえればもう片方が減るというようになっております。今、ご指摘のように、確かに自主財源が平成15年と比べまして、8.2ポイント落ちているんですけど、これは大きな原因は市債の方の依存財源が大きく伸びたため、これは借換債等によるものでございませぬ。

適正な比率ということをおっしゃられておられましたが、依存財源、自

主財源の適正な比率はございません。

ただ、比率数値等で言いますと、今まで財政の方は経常収支比率、これはかねがねずっと言ってきております。105.6%でワースト2位ということで、かなり悪化をしておりますが、教科書でいきますと、70から80%が適切であろうというふうに言われておりますが、実際今の地方の公共団体の財政悪化の分であれば、80から90%ぐらいが適切ではないかなというふうに私個人としては思っております。

あと数値としては起債制限比率がございます。20%を超えますと起債が制限される。その他の財政のいろんな分析の中では適切な数値は示せされておられません。先ほど言いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の自主財源の一般財源がふえることによって、当然比率も下がっていきます。

先ほど税の方の収支見込もありましたけれども、やはり収入の増とそれからあわせて歳出の減、これも並行して行っていかなければならないというふうに思っております。

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。

自主財源、依存財源ではなしに

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふう

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を

しかしながら、平常時から非常時を想定した実践的訓練を積み重ねていかなければ、的確な判断と対応が図れないということは、想像に値するところであります。

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の自主財源の一般財源がふえることによって、当然比

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の自主財源の一般財源

自主財源、依存財源ではなし

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の自主財源の一般財源がふえることによって、当然比率も下がっていきます。としては思っております。が難しい側面がございます。成し得ないと思しますので、その点、消防としてどのように消防団員の意識を変えていくべきなのかというところをお聞かせいただけますでしょうか。うん

ですけれども。鳥飼のまちづくりにおいて、やはりそういうふうな部分、東部

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の自主財源の一般財源がふえるこ

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思っております。並行して行っていかなければならないというふうに思っております。いました経常収支比率、100%を切りたいというふうには我々は願っておりますが、これもやはり先ほどご指摘ありましたように、市税等の自主財源の一般財源がふえることによって、当然比率も下がっていきます。としては思っております。が難しい側

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいというふうに思ってお

自主財源、依存財源で

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源ではなしに、経

認定第5号の審査を行います。

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努め

自主財源、依存財

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に

自主財源、依存財源で

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源ではなしに、経常自主財源、依存財

自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていきたいと

自主財源、依存財

自主財源、依存財源ではなし

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減に努めていき

自主財源、依存財

自主財源、依存財源ではなし

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の軽減

自主財源、依存財源ではなしに、経常自主財源、依存財源では

自主財源、依存財源ではなしに、経常収支比率の

自主財源、依存財源ではなし？

a 搭 a 7?